

令和4年

松 前 町 議 会

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和4年12月12日 開会

令和4年12月13日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

# 目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 -----	1 頁
----------------------	-----

## 令和4年12月12日(月曜日) 第1号

○議事日程 -----	4 頁
○議事日程の追加 -----	4 頁
○会議に付した事件 -----	4 頁
○出席議員 -----	4 頁
○欠席議員 -----	5 頁
○出席説明員 -----	5 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 -----	5 頁
○議長あいさつ -----	6 頁
○開会宣告・開議宣告 -----	6 頁
○諸般の報告・議事日程 -----	6 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 -----	6 頁
○日程第2 議会運営委員会報告 -----	6 頁
○日程第3 会期の決定 -----	6 頁
○日程第4 一般質問 -----	
3番 沼山雄平君 -----	7 頁
(1)防災拠点となる役場庁舎の高台移転改築計画について	
<hr/>	
9番 梶谷康介君 -----	12 頁
(1)松前町観光の復活は重要課題！ (新型コロナ禍により停滞した観光への対応を！)	
<hr/>	
1番 足田清美君 -----	20 頁
(1)安全安心なまちづくりへの対策について	
<hr/>	
7番 工藤松子君 -----	26 頁
(1)ウイズコロナにおける高齢者の社会参加について	
<hr/>	
○日程第5 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(提案 説明・質疑・討論・起立採決) -----	31 頁
○日程第6 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(提案 説明・質疑・討論・起立採決) -----	32 頁
○日程第7 議案第64号 松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関 する条例制定について(提案説明・質疑・総務経済 常任委員会に付託) -----	32 頁
○日程第8 議案第65号 松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分 担金徴収条例制定について(提案説明・質疑・総務 経済常任委員会に付託) -----	32 頁
○議事日程の追加の議決 -----	35 頁

○日程第 9	議案第 6 6 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 制定について（提案説明・質疑・討論・採決） -----	3 5 頁
○日程第 1 0	議案第 5 7 号	令和 4 年度松前町一般会計補正予算(第 8 回)（提 案説明・質疑・討論・採決） -----	3 6 頁
○日程第 1 1	議案第 5 8 号	令和 4 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	4 2 頁
○日程第 1 2	議案第 5 9 号	令和 4 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 2 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	4 3 頁
○日程第 1 3	議案第 6 0 号	令和 4 年度松前町水道事業会計補正予算(第 1 回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	4 5 頁
○日程第 1 4	議案第 6 1 号	令和 4 年度松前町病院事業会計補正予算(第 4 回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	4 6 頁
○散会宣告	-----	-----	4 7 頁

# 目 次

令和4年12月13日(火曜日) 第2号

○議事日程	-----	48頁
○議事日程の追加	-----	48頁
○会議に付した事件	-----	48頁
○出席議員	-----	49頁
○欠席議員	-----	49頁
○出席説明員	-----	49頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	-----	50頁
○開議宣告	-----	51頁
○議事日程	-----	51頁
○日程第1	会議録署名議員の指名	----- 51頁
○日程第2	議案第67号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 51頁
○日程第3	議案第68号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制 定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 53頁
○日程第4	議案第69号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 55頁
○日程第5	議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例制定について(提案 説明・質疑・討論・採決)	----- 55頁
○日程第6	議案第72号 指定管理者の指定について(提案説明・質疑・討 論・採決)	----- 59頁
○諸般の報告	-----	62頁
○議事日程の追加の議決	-----	62頁
○日程第7	議案第49号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制 定について(総務経済常任委員長報告・質疑・討 論・採決)	----- 62頁
○日程第8	議案第64号 松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に 関する条例制定について(総務経済常任委員長報 告・質疑・討論・起立採決)	----- 63頁
○日程第9	議案第65号 松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する 分担金徴収条例制定について(総務経済常任委員 長報告・質疑・討論・起立採決)	----- 63頁
○日程第10	議案第71号 議決の変更について(提案説明・質疑・討論・採 決)	----- 64頁
○日程第11	議案第74号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改 正する条例制定について(提案説明・質疑・討論 ・採決)	----- 65頁
○日程第12	議案第73号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第9回) (提案説明・質疑・討論・採決)	----- 66頁
○日程第13	発議案第5号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定	

	について（提案説明・質疑・討論・採決） -----	67頁
○日程第14	発議案第6号 新病院建設に関する視察調査について（提案説明 ・質疑・討論・採決） -----	69頁
○日程第15	意見書案第11号 北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射に 対し厳重な抗議と国民の安全確保をを求める 意見書について（提案説明・質疑・討論・採 決） -----	70頁
○日程第16	閉会中の所管事務調査の申し出について -----	71頁
○日程第17	閉会中の正副議長、議員の出張承認について -----	71頁
○会期中閉会の議決	-----	71頁
○閉会宣告	-----	72頁

## 提出案件及び議決結果一覧表

### 1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
49	松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	4.12.13	原案可決
57	令和4年度松前町一般会計補正予算(第8回)	4.12.12	同上
58	令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)	同上	同上
59	令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)	同上	同上
60	令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)	同上	同上
61	令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)	同上	同上
62	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同上	同意
63	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同上	同上
64	松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例制定について	4.12.13	原案可決
65	松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金徴収条例制定について	同上	同上
66	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	4.12.12	同上
67	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	4.12.13	同上
68	松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	同上	同上
69	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について	同上	同上

議案番号	件名	議決月日	議決結果
70	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	4.12.13	原案可決
71	議決の変更について	同 上	同 上
72	指定管理者の指定について	同 上	同 上
73	令和4年度松前町一般会計補正予算（第9回）	同 上	同 上
74	松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上



## 2. 議員提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
発議案 5	松前町議会委員会条例の一部を改正する条例 制定について	4.12.13	原案可決
発議案 6	新病院建設に関する視察調査について	同 上	同 上
意見書案 11	北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射に 対し厳重な抗議と国民の安全確保を求める意 見書について	同 上	同 上
	閉会中の所管事務調査の申し出について	同 上	承 認
	閉会中の正副議長、議員の出張承認について	同 上	同 上

令和4年12月12日（月曜日）第1号

令和4年  
松前町議会第4回定例会  
令和4年12月12日（月曜日）第1号

---

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 議会運営委員会報告
  - 日程第3 会期の決定
  - 日程第4 一般質問
  - 日程第5 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 日程第6 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 日程第7 議案第64号 松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する  
条例制定について
  - 日程第8 議案第65号 松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金  
徴収条例制定について
- 

◎議事日程の追加

- 日程第9 議案第66号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定に  
ついて
  - 日程第10 議案第57号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第8回)
  - 日程第11 議案第58号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2  
回)
  - 日程第12 議案第59号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)
  - 日程第13 議案第60号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)
  - 日程第14 議案第61号 令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)
- 

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第3 会期の決定
- 日程第5 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第64号 松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する  
条例制定について
- 日程第8 議案第65号 松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金  
徴収条例制定について
- 日程第9 議案第66号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定に  
ついて
- 日程第10 議案第57号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第8回)
- 日程第11 議案第58号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2  
回)
- 日程第12 議案第59号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)

日程第13 議案第60号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)

日程第14 議案第61号 令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)

---

◎出席議員(11名)

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	堺繁光君
	1番	疋田清美君		2番	飯田幸仁君
	3番	沼山雄平君		5番	福原英夫君
	6番	近江武君		7番	工藤松子君
	8番	西川敏郎君		9番	梶谷康介君
	10番	斉藤勝君			

---

◎欠席議員(1名)

4番 宮本理恵子君

---

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長		政策財政課長	佐藤隆信君
	尾坂一範君	税務課長兼会計管理者兼出納室長	
保健福祉課長兼清部保育所長	堀川昭彦君		三浦忠男君
町民課長兼大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長		水産課長兼水産センター所長	渡辺孝行君
	岩城広紀君	農林畜産課長兼農業委員会事務局長	
商工観光課長	田中建一君		福井純一君
建設水道課長	横山義和君	病院事務局長	白川義則君
教育長	宮島武司君	学校教育課長兼学校給食センター所長	
文化社会教育課長	高橋光二君		鍋谷利彦君
議会事務局長兼監査委員事務局長			
	鍋島孝明君		

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局主任	三上大輔君		

---

◎議長あいさつ

---

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和4年松前町議会第4回定例会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

---

◎開会宣告・開議宣告

---

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和4年松前町議会第4回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

---

◎諸般の報告・議事日程

---

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番飯田幸仁君、3番沼山雄平君、以上2名を指名致します。

---

◎議会運営委員会報告

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 12月8日、開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は本日から12月14日までの3日間と致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

---

◎会期の決定

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から12月14日までの3日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

---

◎一般質問

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、一般質問を行います。

既に通告がありますので、通告順に発言を許します。

始めに、3番沼山雄平君。

○3番(沼山雄平君) それでは、通告に従いまして、防災拠点となる役場庁舎の高台移転改築計画について、質問させていただきます。

近年、地震や台風に伴う大雨など、自然災害は猛威を振るい、地域によっては甚大な被害をもたらしています。激甚化する水害、巨大化する台風は地球温暖化による気候変動が要因との指摘もあります。自然災害といかに向き合い、防災、減災の対策を講ずるか。東日本大震災後は、特に全国の自治体も、防災対策の強化を重要政策に位置付けてきていると思われま。

国は強靱な国づくりのため、平成25年12月に国土強靱化基本計画を策定しています。公共インフラ、公共施設の安全総点検が打ち出されています。国土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえ、強靱な国づくりのための処方箋を示し、計画と指針となるべき基として策定されたものです。それに合わせ、全国の自治体が国土強靱化地域計画の策定へと動き出しています。

当町でも、令和2年3月に松前町国土強靱化地域計画が策定されています。その中で脆弱性の評価と強靱化に向けた対応方策に、このようにあります。現在の役場庁舎は、北海道が指定した津波災害警戒区域において、浸水域に指定された場所に建設されており、耐震化の工事も行われていないことから、移転改築及び対災害機能の強化について検討するとあります。

また、令和2年6月の第2回定例会、町長は所信表明の中で防災について、こう述べられています。町民の生命と財産を災害から守るため、防災対策に全力を期してまいります。また、防災対策の拠点となる役場庁舎が津波災害警戒区域の中に位置することから、高台への移転改築の検討も進めてまいりますと述べられています。松前町総合計画でも、その旨記されています。更に、さかのぼること平成30年第1回定例会での私の質問に対しても、役場庁舎の移転改築について答弁されております。

これまでの発言からは、方向性は示されていて、庁舎の高台への移転改築という目標は決まっていると受け止めております。そこで町長に伺います、役場庁舎の高台移転改築の検討を進めると表明されていますが、検討の状況、どこまで進んでいるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) おはようございます。

ただ今、防災拠点となる役場庁舎の高台移転改築計画について、という表題の一般質問を頂戴致しました。早速ご答弁を申し上げたいというふうに思ひます。

沼山議員ご指摘のとおり、松前町国土強靱化地域計画の中で、役場庁舎が浸水域に建設されており、耐震工事も行われていないことから、移転等の検討が必要であると、脆弱性の評価をしているところでございます。また、役場庁舎の高台への移転改築につきましては、所信表明や一般質問などで、様々な場面で方向性や考え方についてお示しをし、現在もその方向性は変わらないものであります。町政における課題は多岐にわたるものの、ここ数年は役場庁舎移転改築の検討の前に、老朽化した町立松前病院の改築。更には令和

2年からの新型コロナウイルス感染症への対応等々、その影響による経済対策などを重点に進めるべきと判断して、現在町政を進めているところでございます。

ご質問の役場庁舎の高台への移転改築の検討につきましては、そのような状況の中で進んでいないのが現状であります。ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) 検討については進んでいないということでしたが、町長もご存じのように、災害の激化は進んでいると言われております。松前町だけ緩やかに来てくださいというわけにはいかないのが自然界であります。

今年も自然災害が頻発しています。中でも台風による集中豪雨、線状降水帯が長く留まることによって、甚大な被害をもたらしています。4ヶ月前の8月11日、松前町での大雨、11日午後1時から翌12日正午までの降水量93ミリと報じられております。集中的に降ったのは夕方からの数時間だったと思います。それでも、滅多にないほどの川が増水していました。その2日前の8月9日、青森県内では1日の雨量、深浦町で325ミリなど、県内五つの地点で観測史上最大を記録しています。鱒ヶ沢では24時間で198.5ミリ、降り始めから5日間で345ミリの降水量で、445棟が床上床下浸水の被害を受けています。松前町から直線にして約100キロ程度しか離れていないところで、このような豪雨災害がおきているわけです。また、9月23日、静岡県浜松市で、12時間の降水量、何と404ミリを記録したとの報道もあります。排水インフラの許容を遙かに超えた猛烈な雨が降ったわけです。

このように、近年の気象状況下では、どこでも起こり得ることと受け止めなければならないと思うわけです。この役場庁舎は、大松前川に隣接していることから、河川氾濫による浸水のリスクにもさらされています。8月11日午後9時以降も午後7時台のような強い雨が降り続いた場合、町対策本部もみなこの役場から避難せざるを得なくなったと思われる。そうすると、町民避難者への対応の遅れなど、災害対策の機能低下、または機能停止を招きかねないこととなります。そのような事態は、緊迫した状況の中で町民に対し、大変な不安を与えることとなります。こうした事態を招きかねない、最悪の状況を想定していた対策があったのか、準備していた対策があれば、お答えをいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) お答え致します。役場職員の避難だけでなく、各河川における避難の目安と致しましては、国土交通省の川の防災情報、それから気象庁のキキクル危険度分布がホームページで公表されておりますので、そのデータを基に内閣府が作成しております避難情報に関するガイドラインにより、避難行動の発令をする考えでいるところでございます。

具体的には、警戒レベル3、高齢者等避難の発令は、水位が避難判断水位に到達し、引き続き水位が上昇する予測の場合。それから、警戒レベル4、これは避難指示になります。避難指示の発令は、水位が氾濫危険水位に到達した場合。次に、警戒レベル5、緊急安全確保の発令は、水位が氾濫開始相当水位に到達した場合を基準に避難行動の発令をする考えでございます。

役場庁舎からの職員の避難につきましては、前段答弁したガイドラインや様々な状況を判断し、また、大松前川の水位を目視で確認し、8月11日の大雨では避難の必要がないと判断し、事前の準備は行っていないところでございます。

また、避難せざるを得ない状況になった場合については、役場庁舎に設置している災害対策本部は、災害時における災害対策本部の代替施設使用に関する協定を、渡島西部広域

事務組合と締結しておりますので、松前消防署庁舎に災害対策本部を設置することとなっているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) ただ今答弁では、対策本部を松前消防署に移すということですが、対策機能の低下は避けられないと思います。

また、町民の不安は解消どころか、かえって将来の不安要素を残すことになると思います、そう言わざるを得ないと思います。2021年1月、NHKの報道で、津波災害、津波浸水リスクがある庁舎が全国どれくらいあるのか、NHKが津波の浸水想定データと自治体庁舎の位置データを使って分析したところ、全国の自治体1千963の庁舎のうち、184、約9%の自治体の庁舎で浸水のリスクがあることがわかったと報じられております。

では、北海道内ではと言いますと、同年1月時点で179市町村のうち、6市25町村の庁舎が浸水のリスクがあることがわかっております。その中には、松前町の庁舎もあります。順番に根拠があるかどうかわかりませんが、トップに松前町、2番目に江差町、乙部町、島牧、神恵内村というふうが続いております。

松前町の庁舎は津波のリスクばかりではなく、耐震化の対策もされていない。それに加え、先ほど言いましたが大松前川の洪水による氾濫、浸水の危険にもさらされている。言わば、二重三重のリスクがあるわけです。これまで、この場所は大きな災害にみまわれなかったことは、本当に幸運だったと、私自身そう思っております。

松前町の国土強靱化地域計画で脆弱性評価の実施により、対策が不十分な点が特定されています。行政の庁舎としては、大きな災害に耐えられる安全性が担保されなければならないと思います。防災上、行政業務の危機管理上、リスク回避は行政の長の責任であり、責務であると考えます。

また、これまでも町長及び担当課には心配をする声、役場危なくないですかという声は届いていると思います。役場庁舎の高台移転改築計画については、これまでは何となくアドバラン上げてはみたが、風向き次第で見えるような見えないような感じがしております。町長におかれましては、優先課題、財政面、諸課題はあるかもしれませんが、改めてお答えをいただきたいと思います。役場庁舎の高台移転改築計画は、改築はどの時点を目標として計画を進めようとしているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) ご質問の移転改築は、どの時点を目標に進めようとしているのかについては、私、町長としての任期が令和6年4月10日までであります。この任期までには目標年次を示すことはできませんけれども、庁舎の高台への移転改築につきましては、どなたが町長になっても進めていかなければならない、大変大きな課題だというふうに認識をしているところでございます。その点を考慮しながら答弁したいと思っておりますので、ぜひともご理解をお願いしたいというふうに思っております。

現時点におきましては、町立松前病院の改築にかかる設計が令和7年度にできあがる予定でありますので、起債の償還額など、今後の中長期的な財政状況を把握しながら、いつ頃に役場庁舎の移転改築ができるかを判断する必要があると考えているところでございます。現段階では、明確な時点を示すことはできませんけれども、先ほども答弁したとおり、役場庁舎の高台への移転改築につきましては、現在もその方向性は変わりないものでありますので、大変苦しい答弁でありますけれども、ご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。



○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) 時期に関しては、町長の任期が令和6年4月10日ということで、1年4ヶ月ということで、現在の立場では示すことができないということでありますので、無理な答弁は求めません。

ただ、高台への移転改築の方向性は変わらないとのことを明確に示しておりますので、それについては答えをいただきたいと思います。町長が答えることは、職員にも伝えることとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この高台移転改築には、様々な課題解決や多くの準備を計画的に進めなければならないと思います。先が見えたら準備するということではなく、今から進めるべき準備、何があるのか。例えば、地元周辺の地域住民との合意形成を図ることにも力を尽くさなければならないと思います。令和元年第4回定例会で、近江議員もそのような趣旨の質問しております、そのとおりだと思います。町民から様々な意見、要望を広く聞くことも大事な作業です。

そこで伺います。今申し上げた、町民から様々な意見、要望を広く聞く、地元周辺の地域住民との合意形成を図る。これは、検討の基礎となると思われまふ。このことを町長はどのように考えているのか、伺いたひと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 先ほども答弁したとおり、今後の中長期的な財政状況を把握し、内部での検討委員会を立ち上げ、この検討委員会において、建築場所の選定や建築の時期など、基本的な方針の検討を進めていかなければならないというふうを考えてござひます。

町民との合意形成につきましては、建築に関する基本的な方針を定めた後に実施していかなければならないというふうを考えているところでござひます。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) 合意形成は、基本的な方針を定めた後にということでありまふが、時期と場所に関しては理解をせざるを得ないのかなというふうな思ひ致しまふ。ただ、理解しがたい部分はあります。

それは、先ほどよりも何回も言ひまふが、松前町国土強靱化地域計画の移転改築、無理なこじつけを言うつもりはありませんが、こういうことです。高台への移転改築という言葉、町民がどういうふう理解するかという話なんです。それは、ここを離れることだと容易に想像つくことです。つまり、移転改築を別な言葉で言うと、ここを離れることを言っているわけです。改築の場所は決まっていなひが、この場所ではないことが決まっていると申ひしているわけです。誰が聞いてもそう受け止めると申ひまふ。

この松前町国土強靱化地域計画は、松前町のホームページで既に公表されていまふから、津波災害浸水域、耐震化工事されていなひ、移転改築というワードは、既に世に出ていまふ。この庁舎は職員のみならず、多くの人が出入りする場所です。正に、この場所、この庁舎こそ安全安心のための防災拠点という位置付けになっているんです。そのことを深く考え、心に留めておいていただきたいと思ひまふ。

計画はですな、実行したい時に実行できるとも限りません。時の財政状況、人口減少に見合った政策のあり方も視野に入れなければなりません。役場庁舎に限らず、公的建築物の対災害機能の低下は免れないわけです。こうして、時が動いて変化して行く中であって、追い風吹くとも考えづらひ。しかし、町長ですな、実行すべき環境を整えていただきたいし、将来の有り様を描いていただきたいと思ひまふ。

先ほどの答弁もありまふが、誰が町長になっても進めなければならない課題と認識して

いると言いました。それは、町長及び職員、管理職の皆さんと共通認識とすべきであり、引き継がれるべきと思います。ぜひ、幅広い方策を考え、歩みを進めていただきたいと思います。町長の考えをお示しいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 役場庁舎に限らず、町内の公共施設はただ今沼山議員ご指摘のとおり、耐震化できていないものや、老朽化施設が各地域に点在しており、この対策をきちんと対応しなければならないというところでは、大変苦慮をしているところでございます。特に各地域の集会施設は老朽化が著しい状況で、今後施設の統廃合を含めた検討もしなければならぬものと考えているところでもございます。

将来の構想をしっかりと練るべきであるとのことご質問であります。当然総合計画や過疎計画など、各種計画へ搭載しながら、更には松前町が目指す脱炭素化との整合性も図り、きちんとした財政支援を確保する等々、そのような対策を進めていかなければならないというふうに思っているところあります。この計画を決定するためには、担当部署や管理職を含めた中で検討し、管理職との共通認識として進めて行く考えでありますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) どうかですね、後手後手にならないように、戦略的に進めていただきたいと思います。

松前町国土強靱化地域計画の脆弱性の評価と強靱化に向けた対応方策の、備えるべき目標の一つとして、北海道地域防災マスターが明記されています。そこにはこうあります、地域防災マスター講習や、様々な媒体を通じた広報活動により、自助及び共助の意識付けを図り、平時より各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組むとあります、そのとおりであります。

去る11月13日に行われた北海道地域防災マスター認定講習会には、各町内会から数名程度、全体で60名以上が参加し、防災マスターの認定講習を受講しております。過去2年間、コロナ禍で中止せざるを得なかった講習会ですが、担当課におかれましては、北海道の危機対策課と粘り強く開催に向けての協議を重ねてきた結果だと思います。開催できたことは、当町にとっても大変有益なことだと思います。地域の防災強化は、何と言っても防災意識の高い人材、防災に精通している人材が必要です。

そこで伺います。今後、防災マスターの認定を受けた方々のこれからの体制であります。第3回定例会での飯田議員への答弁では、研修、受講を契機に、各町内会での自主防災組織の設立、システムの構築を図っていかなければならないと考えておりますとの考えを示していただいたところでもあります。各町内会に防災マスターが誕生した今、松前町の防災対策の強化に向け、どのような体制の構築、または組織づくりをしようと考えているのか、より具体的に示していただきたいと思います。

また、町内の郵便局職員は防災士の資格を有しております。このような機会に、地域防災の一員として加わっていただきたいと思いますと考えますが、どのように考えるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 北海道地域防災マスター認定研修会につきましては、令和2年度、3年度に松前町内での開催が決定したところでありますが、残念ながらコロナ禍の状況で中止となりました。ようやく去る11月13日に14町内会から34名、町議会議員10名、町職員18名、その他4名、合計で66名の参加で開催することができました。ご質

問の体制の構築、組織づくりの考え方については、新たに設置するのではなくて、既存の組織を活用する方法で、各町内会のご理解と協力が必要不可欠となりますけども、町内会組織の中に、専門部の一つとしての自主防災組織を位置付けしていただきたいと考えておりまして、今後、町内会の皆様とご相談、協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、郵便局職員の関係でございます。私も同感でございます。郵便局職員で防災士の資格を持っている方には、この自主防災組織の一員として加わっていただけるようお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) ぜひお願いしたいと思います。

防災意識は、常に磨かなければ感覚はどんどん錆び付きます。年に1度程度、例えば台風の時期を迎える前などに、専門家を招いての研修会も必要ではないかと考えます。

また、台風、水害発生に備えた地域の顔の見える避難行動計画。それぞれの家の避難行動のタイムライン、避難所運営等についてのスキルを磨く機会の提供が必要と考えますが、どのような計画を考えているか、お示しいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 沼山議員ご指摘のとおり、スキルを磨く機会の提供は必要でありまして、年に1回はフォローアップのための研修会を実施していきたくというふうに考えているところであります。この研修会には、防災マスターの認定者だけではなく、自主防災組織に携わる関係者も含めて、実施していければというふうに考えているところであります。

また、来年度からの町主催の総合防災訓練では、自主防災組織での避難所運営も訓練の一つとして取り上げて実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) 今後は、ぜひ地域の実情や地域の特性を考慮し、また共有すべきは共有し、様々なフォローアップをお願いしたいと思います。

冒頭に申し上げたとおり、近年は自然災害が多発し、それも脅威の度が増してきています。防災拠点となる役場庁舎の高台移転改築計画について、質問させていただきましたが、災害に強い施設整備というハードと、町民自身が自分の命は自分で守るという強い意識を持つというソフト面、相互の強靱化こそ防災対策の基本と考えます。町長におかれましては、町民生活、生命、財産を守る、災害に強いまちづくりへこれまでも増して、強い覚悟を持って取り組まれることをお願いし、最後所感をいただき質問を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 災害は、いつやってくるかわかりません。被害を最小限とするためには、行政による公助だけではなく、自分の命は自分で守る自助、地域の皆さんで互いに助け合う共助、そして社会の様々な主体が連携して、減災のために行動していくような仕組み、みんなで取り組む災害に強いまちづくりを構築するため、引き続き努力をしてまいりたいというふうに思っております。

町民の生活、生命、財産を守る、本当に災害に強いまちづくり、議員ご指摘のとおり頑張ってもらいたいというふうに思いますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(伊藤幸司君) 次に、9番梶谷康介君。

○9番(梶谷康介君) 今回の私の質問は、町内抱えている課題の中から観光という観点からの質問でございます。

通告書に書いてあるとおり、松前の観光は、この新型コロナの関係で非常に厳しい状態が続けられてきております。そのことによって松前町の経済など、停滞の状況については強く感じて、場合によってはこのまま続くとすれば、松前町の維持すら心配になると。そんな気持ちで今回は、この観光をテーマに町長の考えを質したいと思います。

国が10月11日付けで今まで厳しい規制を設けていたものが、例えば全国旅行支援、できるだけ多くの人方にこの制度を利用して、その地域地域の経済等に力を貸していただきたいという、そういう願いからこういう制度をつくってきたわけですけれども、しかし、このコロナ禍によって、それが自由にできる状態ではないと。感染拡大は国民の命と健康を非常に脅かしておりますので、そうしたものができるだけ緩和されるようにという願いを持って規制をかけていたものを、このように緩和したと。

それはどういうことかと言うと、やはりこういう状態が続くと国も町も同じです、やはり経済等の停滞っていうのは免れないと。だとすれば、そういう状況の中でどう対応していかなければいけないかという観点に立っての、この全国旅行支援、それを解除したと。更には、今まで外国からの方が日本に観光に訪れてくる際に制限を加えたわけですよ、いわゆる入国者の制限という形で感染拡大を制限したと。しかし、それも合わせて全面制限撤廃になったわけです。

ただ、国がそういう状況になったから、松前町もそういうことにしようということではないと私は思うんですよ。やはり、今まで続けてきた、このコロナ感染拡大に対する町の対応は、私は決して間違いではないと思っています。本当に町民の命と健康を守るためには、まずもってコロナ感染の拡大を防いでいかなければいけないという考え方は、私は正しいと思います。

ただ、前段で申し上げましたように、国もそういう状況がいつまでも続けていけば、国も地域もこれはますます疲弊していきだろうと、そういう観点からこういう処置をとったんだと思います。

松前町もまちづくりの柱の一つに、この観光事業がございます。特にこういう状況の中で何を一番先にこの松前の経済回復のね、事業に着手しなければいけないのか、これはいろいろあると思います。ただ、やっぱり松前町にとって観光っていうのは極めてまちづくりの大きな要素になっておりますし、こういう時期だからこそ、そこから町の経済回復を図っていかなければいけないと、そういう観点に立てば、町長どうお考えになるか、これからお尋ねするわけなんですけれどもね、私自身はまだまだ松前町のコロナ感染対策の形っていうのは、慎重を期さなければいけないのかなと、そういう考え方でおりますけれども。くどい話になりますけど、経済等考えればね、そういうわけにはいかないと。だから、松前町としては、こんな考え方でっていうものが町長の心の中に定まっているならば、それをお示ししたいしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) コロナ禍における観光の現状認識について、お答えを申し上げます。北海道で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、北海道知事から緊急事態宣言を発表されたのが、令和2年2月28日のことでございます。この緊急事態宣言から2年8ヶ月を経過する現在におきましても、新型コロナウイルスは変異株の出現によって感染の波を繰り返し、11月には道内で1日の新規感染者数が1万人を超えるなど、第8波の只中にあり、以前として終息が見通せない状況にあるところでございます。

松前町は、観光をまちづくりの一つの柱に位置付けしてございます。観光は、関連する分野が多岐にわたることから、裾野の広い産業であると言われてるように地域経済に与える影響は大きく、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置による行動制限が出された令和2年度におきましては、さくらまつりを始め各種イベントの中止を余儀なくされるなど、観光客の減少などによって大変大きな影響を受けたところでございます。

議員からもご指摘ありました。国はワクチン接種を推奨し、行動制限は行わず、感染対策と社会経済活動を両立させるウイズコロナの方針をとっておりますが、新型コロナウイルスの感染者数が高い水準で推移している現状に、私は大変危機感を抱いているところでございます。

また、政府が11月に始めた旅行代金の割引を受けられる全国旅行支援、海外からの入国者数の上限を撤廃する水際対策の緩和、更に年明け以降の観光需要喚起策の実施が検討されているとの報道もあり、当町にとっては春のさくらまつりでの集客など、観光業界の追い風となることが期待されていることから、恩恵を享受できる受け入れ環境をつくってまいりたいというふうに考えているところであります。現状は、そういうふうにおさえているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 国が踏み切った理由、そうしたものを考えれば町としてもね、当然町の経済等がこのままでいけないという判断に立てば、感染拡大に対する注意って言うのか、対応策と言うのか、そうしたものを厳しい形の中で行いながら、これからの松前の観光振興に努めていきたい。そういう趣旨の町長のお考えのようでございます。

私はね、想定内のご答弁だという受け止め方しておりますけども、そうですね、この松前のね、このまま放っておけない状態だということなれば、ならどうするかという考え方に立つ時に、今のようなお考えに立つのは当然だと思います。

そこでですね、ならこれからの疲弊した松前の観光をどうやって建て直していくかと、復活させるかと、そういうことになるかと思うんですけれどもね。従来の松前の観光っていうのは、お城があります、桜があります、歴史、そして史跡、こうしたものが基本になって観光事業が進められているわけなんですけれどもね、これは観光客の志向っていうんですか、考え方、求め方ってんですか、そうしたものが従来の形と大分変わりつつあると、これはもう関係者のお話を聞いてもね、ほとんどそういう形で見えております。どういうことかと言うと、今までは団体ツアーだとか、そういう形である程度まとまって動いていたものが、それぞれの志向、例えば個人だったり、家族だったり、それから小規模のグループだったりという形でね、独自の穴場って言うんですか、求めるものがもう全体的なものの中で、非常に絞られてきてる。それが多岐にわたってあるということを考えればね、松前の今までのいわゆる観光客の増を図るっていう考え方、これはもちろん基本ですけれども、それよりも、それよりも、量より質を求めるような形にもっていかなければいけないのではないのかなと。

観光事業の目的っていうのはね、これは一般的に人が動きます、そしてそこでいろんな食べたり、買ったり、いわゆる経済効果が伸びていくことを期待してやってる事業ですよ。ですから、今まではお客さんをいっぱい呼び込むことが第一だっていう考え方で、いわゆる人数掛ける単価でいけば、人数が増えれば水揚げは増加していくっていう考え方であれば、それはそれで私は納得はしますけれども、これからはね、やっぱり数に頼ることなく、観光客の消費の中身がね、伸びていかなければいけないのではないのかなと。例えば100人の人が100円使えば1万円ですよ、それがもし300円になれば3万円と。

そういう形を考えれば、やはり今言ったような、質に重点を置く考え方もこれからも大事な要素になるんでないのかなと。

特に、こういう多くの人方が動くことによって、いろいろなリスクももちろんあります。ならば、なおさら数に頼ることなく、動いた人方の1人あたりの消費の単価が上がっていくようなことを考えていかなければね、本来の観光事業の前進ってのはないんでないのかなっていう考え方持っておりますけども、町長いかがですか、この考え方。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 松前町の観光につきましては、ご承知のように、北海道唯一の城郭福山城と日本有数の桜を主に展開しているところでございます。更には豊富な海産物のグルメも観光の基本になってきているところであります。そういう状況下の中で、今議員ご指摘のように、数よりも質、大変インパクトが強い表現になると思うんですが、これは、質を上げて、観光客に喜んでもらうというふうなことが大事だというふうに考えているところであります。

更なる観光前進のためには、新しい、新商品の開発、更には観光資源の磨き上げを進めて行くこととなりますけども、このコロナ禍を経験してみて、行動制限化におきましても松前町を応援してくれるファンを全国につくり、情報を発信続け、繋がりを持つことが大事であるという考え方、松前町LINEを、松前町公式LINEの登録をさせていただいて、今現在進めているところでありますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っています。

更には、松前町公認観光物産協力展、これは新宿の美禄亭では町の旬の食材を使ったフェアも定期的開催させていただいております。本当に質の良い食と観光の情報発信を行っていただいているというふうに認識しておりますので、今後も展開をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 今の町長のお考え、正に現代的な、アナログからデジタル、そうした考え方もお持ちのようでございます。

ただ、それはそれとしてね、私は、今までのこの団体で松前に来てくださった、そしてそれなりの消費をしてくださって、更に次に行くっていう、いわゆる通過型みたいなね、この形を何とかそこに留めることを考えることが大事なのかなと、こんな気持ちで今回お話をと思ってんですよ。

特に、松前に長く滞在してもらうためには、できれば泊まっていただくと。いわゆる宿泊していただいて、松前の良さを堪能していただければなと、こんな考え方で今お話ししようと思ってんですけど、とすれば、泊まらなければ松前の魅力を感じるできないようなものをそこにつくりだす。いわゆる夜の松前町の姿が、今のところ特別松前町らしさでこういうものがあっていうものが見当たらないんですよ。ですから、これからはそういう観点に立って、観光客の皆さんが松前の夜を楽しんでいただくというものづくり、あるいはイベントでもそうしたものを考えていけば、一つの選択肢ってのは出てくるんでないのかなと。

夜と言えね、火なんですよ、火、ファイヤーね、それから光。そうしたものが考えられるんですけども、この火を考えるとね、非常にリスクが大きいんですよ。ですから、リスクの大きい火をどうやって利用するか。あるいは光をどうやって松前らしさをつくりだすかということなんですけれども、私一つ、今回この席でお話したいなあと思うのはね、火なんですよ、リスクがあると言いながらも火。やっぱり夜に火っていうのは映えますよ

ね。

特に松前町の場合は津軽海峡を前にして、かつては漁火銀座というような形で、その夜景っていうのは見事なものであったけれども、今の状況の中じゃ、そうしたものは全く見ることができないと。これは、どこの町に行っても、今のこの漁火の景色っていうんですかね、そういうものがだんだんだんだん乏しくなってる状況でね、松前町で漁火を堪能してもらうようなことを考えたらどうかなと。

特に今の道の駅は非常に津軽海峡を前にして、ロケーションいいですよ。だから、そういう中で津軽海峡に、これは演出でもいいじゃないですか。漁火をつくりだして、そして道の駅で松前のグルメを堪能しながら、松前の観光を楽しんでいただくと。そういう形が私はできるとね、泊まる、いわゆる宿泊施設の課題も出てくるんですけども、それはこれからの話でも、現状でね、対応できる形の中でも私はやれることはいっぱいあると思うんです。

ですから、今のような漁火を演出するためには、漁業に携わる方々のご協力もいただかなければいけない。でも、火を使う場合のリスクは、どちらかというと比較的少ないのかなと、漁火の場合はね。

全国で火を使ったイベント、ちょっと調べてみたんですけど、九州でね、筑豊アクションプロダクションっていうところがね、爆破体験という事業やってんですよ、爆発ですよ。これはもう極めて危険なことで、よっぽど専門家が綿密な計画でやらなければ、これはできないことですから、そうしたことは松前でやろうじゃないかっていう話じゃないんです。そういうことは、これはなかなかできないから、松前町でならどういものができのかっていう考え方に立つとね、非常に、単純って言えば単純ですよ、松前の漁火を利用しながらグルメで、そして松前の夜を楽しんでいただくと。

でね、この漁火と組み合わせてグルメなんですけどね、観光客の声を聞くと、松前らしいグルメが極めて少ないと。我々もお客さんに松前町に来たら何を勧めてもらえるんだろうかという、ある意味では返答に困るような場面もあるんですよ。

これは昔を思い出しながら考えたんですけども、町長ならご存じかと思えますけども、若松の鉄板焼きってやつあったでしょ。アワビだとかイカだとか、海産物を盛りだくさん、そして野菜の上ののっけて、そしてバターをたっぷりのせて、塩コショウの味付けするのは私今でも忘れられない味のの一つなんですけれどもね、そういうことの復活も考えてみる価値があるんでないのかな。こういう時代だからこそ、そういう味ってのは、ある意味では求められているのかなと、こんな気がしておりますけど、町長この話はどうですかね。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

---

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時11分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

町長。

○町長(石山英雄君) 梶谷議員から夜の観光、更には食についてなどなど、何点かご質問いただいておりますので、ご答弁を申し上げます。

現在、令和5年度の当初予算の編成作業を進めてるところでありまして、査定はこれからになりますけども、観光戦略として大きく二つの事業を現在検討させていただいております。

1点目は、議員ご指摘のようにデジタル観光の推進でございます。様々な分野においてデジタル技術の導入やDXが進み、観光分野にもその流れが起きていることから、現在も取り組みを進めておりますLINEを通じたデジタル観光推進事業を、令和5年度も引き続き実施する考えであります。

2点目は、一般社団法人北海道松前観光物産協会の設立を期に、食にフォーカスした観光戦略を検討今していただいております。観光は食との関連性も強いことから、食を通して松前町を知っていただく、松前町がどんな町か興味を持っていただくことが観光事業の喚起に繋がり、観光客の来訪や特産品の購買意欲の促進にも期待できるというふうに考えております。松前町公認の観光物産協力展、新宿美祿亭におけるイベントも令和5年度も引き続き実施する考えであります。4月のヤリイカフェア、6月の天然ワカメフェア、それから7月8月の天然ウニフェア、11月から12月にかけては天然本マグロフェアを開催していただいております。3月には天然のシマエビフェアも今企画をしているというふうに聞いてございます。

次に、火を使った夜のイベントの関係でございます。道の駅うみかぜテラスから見る漁火につきましては、今後の滞在型観光を検討するうえで、大変いいアイデアをいただいたというふうに受け止めてございます。かつてのような灯火は見られませんが、漁火を通して町の歴史を支えたイカ漁の歴史、松前漬けには欠かせない食文化など、ストーリー性も十分にあることから、滞在型観光には活かさないか、関係者と検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

現在、夜のイベントと致しましては、松前観光協会が春の桜と夏の浮き紫陽花のライトアップのイベントを計画し、実施しているところであります。このイベントは、今年のさくらまつりに、イカ釣り機や漁業用LED設備などを手がける函館市の企業の協力をいただきまして、桜の花びらを鮮やかに際立たせるライトアップの実証実験をしたところ、大変好評だというふうに聞いておりますので、成功すれば宿泊観光に繋がるというふうに期待をしているところであります。

それから、食についてでございます。私も昭和49年に役場に採用されました。本当に私の役場の歓迎会が、正しく若松の鉄板焼きでございました。本当に、大変美味しくいただきましたし、その味は今でも忘れられません。また、みますさんでは陶板焼きだったというふうに思っております。大変美味しくいただいた思い出があるところであります。

観光客に聞かれて紹介できるグルメについては、現在マグロ、それから岩ノリ、アワビなど挙げさせてもらいますけども、これらのものは旅館、飲食店、居酒屋、道の駅など、町内で提供する店が徐々に増えてきているところであります。皆さん、事業者の方も食の開発をしているというふうに思っておりますので、応援できる部分につきましては、応援してまいりたいというふうに思っております。

メディアの発信力による効果で、テレビを観て食べに来たなど、需要が増えたことも、増えることもメニューに加える店が増えてきているというふうに思っているところであります。

11月22日、全国放送の「マツコの知らない世界」のテレビ番組で、道の駅北前船の岩のり段重が紹介されると、インターネット上でも拡散され、問い合わせが殺到したというふうに聞いてございます。マグロ、岩ノリ以外にも道の駅北前船海風食堂では、旬の食材を使ったシマエビ、ヤリイカ、ウニ、本マグロ、ホッケ、タラ等々をメニュー化し、旬のフェアを開催していることから、こうした食材を、道の駅以外の店舗でも提供できるような体制づくりを支援してまいりたいというふうに思っているところでございます。



○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 先日、松前高校生の提案、その中でもね、この食に関してはマグロ、非常に魅力ある食材だということで、それに関わる料理の開発をすべきだというような高校生の提案があったわけです。

私、昨日道の駅に行ってきました。そして、あれだけみんな知恵を出し合って開発したマグロの三色丼がどうなっているのかなと思って、ちょっと聞いてきました。今、メニューにないんですよ。結局ね、マグロの料理っていうのは、そういう手の込んだ料理よりも、素の味、いわゆるマグロそのものの味、それこそぶっかけ丼みたいな形の方がね、料理としては魅力あるみたいですよ。

それはそれとしてね、だから、難しい料理を開発することも大事だけれども、昔からのそういう親しまれた、愛された料理を町外の人方に味わってもらってことも、ある意味では松前らしさっていうものが、そこに表現できるんでないのかなと。ですから、先ほどたまたま若松さんの鉄板焼きの話しましたけれどもね、そういうようなものであってさ、本当に松前を訪れた人方が、何をお勧めですかって言われた時に、マグロはね、間違いなく食材として高価でもあるし、魅力もあるけれども、何て紹介していいかわからない、むしろ他のものの方が観光客にとっては、ひょっとしたら魅力なのかなと思ったりもしました。それで、こんな話をしました。

でね、町長その話続けていきたいんだけど、結局道の駅のあのテラスを利用して、そして津軽海峡に浮かぶ漁火を眺めながら松前町の夜を楽しむっていう形だけでね、終わらせたくないのさ。そこで気分が盛り上がったなら下町に流れてね、下町でまた松前の料理堪能していただきたいなっていう願いがあるもんだから、松前割ってのは何か考えられませんか。そこに参加されたお客さんに対して、例えばこれから下町に行って、またみんなで盛り上がりうってというような時には、松前町としてはこういうチケット考えてます、割引制度ですか。そういうことを考えていますよ、みたいな話をつくってあげばいいのかなと。

例えばね、スナックに行きました、3千円以上やりましたと、じゃあ、お帰りに土産にいくらかの土産交換券みたいな、あるいは交換券というよりも、買う時の足しにしてくださいみたいなね、そういうものを配布する。そういうものってのは、ある意味では小さい話ですけどね、小さい話ですけども、前段で言いましたように、個々の単価を上げて行くってことを考えれば、あながち無視もできない。逆に大事にそれを活かしていくってことも、これからの観光には必要なのかなと、こう考えておりました。

今言ったように、例えばの話ですから、3千円以上消費した方々に1千円ぐらいのお土産に足しにしてくださいみたいなものがね、これは例えばの話言ってるんですけども、町長、そういう松前割みたいなものをつくってね、外に発信してみたらいかがでしょうかね。お聞かせください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 松前割は考えないのかというふうなお尋ねでございます。観光需要の喚起策として、これは政府が実施した全国旅行支援でございます。宿泊料金が割引になるなど、割安で旅行を楽しむことができ、更にクーポン券がもらえると。旅行先での飲食や買い物による消費の押し上げにも繋がる、経済効果の高い事業であるというふうには認識はしております。

市町村によりまして、コロナの交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを財源に、独自に地域割を実施し、全国旅行支援と併用することでより効果を上げている事例も多く見られるところであります。

松前町では、これら地域割と似たような取り組みとして、松前町公式LINEに登録した方に、町内の取り扱い店舗で使える1千円分の電子ギフト券の発行や、現金で1千円お買い上げごとに300円のクーポン券が交付される消費循環型クーポン券を発行しており、町民をはじめ、帰省客や観光客にも大変喜ばれております。事業者からも好評を得てきているところでございます。

これらの事業は、コロナ交付金を活用し、実施できていることから、事業終了後の効果を検証し、事業者からの提案も受けながら、松前割などの支援を前向きに検討していきたいというふうに思っております。実施にあたっては、商工会青年部から提案がありました消費循環型クーポン券のように、サービスを提供する側からの提案を受け、それを行政が後押しをするような、相乗効果を生むような事業にしていきたいというふうに思っております。

かつて、松前割も考えた時期もございました。過去2年間、本当に年末年始に感染が急拡大していることから、感染拡大のリスクが高まる時期より前の、GoToトラベルの関係ですけど、10月に設定されたことで、松前町にとっては丁度閑散期でありまして、上手く制度を活用できなかったという実態も経験しておりますので、前向きに松前割の支援を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 町長、この質問を考えた時にね、宿泊ってこともね、考えないといけないなど。なら、松前町の宿泊キャパシティがどれくらいあるのかなあと調べてみました。

旅館が4件、民宿が2件ですね。それを整理していくと、大体300人足らずの収容能力しかないんですよ。だから、今のような事業がどんどんどんどん進んで行くかどうかわかりませんが、それが進んで行った場合には、宿泊の議論にも繋がっていくのかなと、そう思います。ただね、今の状況の中でお話をする限りにおいては、今の宿泊容量だけでもね、私は十分かなと、現時点ではね。

ただ、お話の中にありましたように、いわゆる閑散期なんですよ。結局松前の観光の本場のシーズンってのは桜を中心とした前後ですから、その時点の特定な日付はほとんど、今の松前の宿泊状況ってのは、満杯になるぐらいのね、状況だというふうに聞いております。ですから、ならば、なおさら町長のお話の中にありましたように、そういう黙っていても、これはちょっと言い過ぎかもしれませんがね、流れに乗っていただけて泊まるお客さんが十分あるというようなことをね、あえてそこにぶつけて今言ったようなことを考えるんじゃなくて、それからずれた時にそういうことをやって、それを目当てに来るお客さんっていうのは大事かなと、そんな考え方でおります。

ですから、今の宿泊して、松前の夜を楽しんでいただくと。その形が整理されて、そして町外に発信されていた時に、私今のこの観光思考の移り変わりから行くとね、ある意味では魅力が示せるんでないのかなと。松前でこういうことをやっている、今しばらく遠ざかっている漁火の雰囲気やね、食を楽しみながら体験できるってことのね、魅力ってのは意外と求められている思考かなというふうに受け止めているんですけども。その辺の考え方は、町長、どのように受け止めますか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当に、ご指摘大変ありがたく思います。大変大きなヒントをいただいたというふうに見ております。まず、町の、松前の魅力である食にフォーカスし、更には夜の観光、食で観光客を呼び込めるよう、事業者と協議を進めていきたいというふう

に思っております。

それから、ご質問でございました宿泊についてでございます。議員おっしゃるように、300人に満たない収容人数となっておりますが、たまたま工事関係者の長期滞在とか、更にはコロナ禍におきまして1人1室が、1人1部屋が状態化しております、収容人数は更に300人はありますけども、限定はされております。松前町の宿泊キャパは、本当に観光地でありながら収容人数が限られると。長年の課題としてきたけども、町内の宿泊施設が予約で満室なるのは、さくらまつりの大型連携とマグロまつりの数日しかないのも、これも実態であります。議員おっしゃるように、そのイベント以外の時にも食で観光を呼び込めるような滞在型の観光に繋げて行く方策を、いろいろ検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 先ほど、ご答弁の中でR4年の観光事業の二つ紹介していただきました。それはそれとして、これからの時代には大事な要素を持っているという認識はしますけれども、私は松前がもし上を狙うならば、そういう近代的な発想も大事にしながら、この松前の素朴さって言うんですか。ちょっと原始的な発想になるかもしれませんが、案外今の時代にはそうしたものが逆に重宝になるんでないのかなという気がしております。

ですから、今の漁火を眺めながら松前の味を楽しんで、そして盛り上がった夜町の雰囲気味わっていただけるといようなものはね、私は大事にして、町長取り組んでいただくようお願いしたいなあ。どうですか、その辺は。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 質問者の意図するところを、しっかりと汲み取りたいというふうに思っております。関係職員とも相談しながら、夜の観光、更には、食にフォーカスした観光振興を目指して進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) いろいろ、思ってること言わせてもらいました。町長のお考えも聞かせていただきました。おそらく、これからの松前の姿がね、観光を軸にしてどう変わっていくかっていうものは、みんな注目してると思いますよ。ですから、当初申し上げましたように、お城であり、桜であり、歴史であり、史跡であり、これは松前の基本だということは改めて認識をね、鑑みていきながら今町長のお考え、私の考え方を述べてね、これから松前っていう観光がね、いい形で進むことを期待しながら、今日の質問終わります。ありがとうございます。

○議長(伊藤幸司君) 次に、1番疋田清美君。

○1番(疋田清美君) どうも、こんにちわ。

それでは、安全安心なまちづくりへの対策についてということで、早速ではございますけれども、質問させていただきます。

近年、全国におきまして、自然災害などが多数発生しておりますけれども、未然に防ぐための対策が各自治体で進められております。松前町でも毎年防災訓練を行うとともに、全戸に防災のマップなどを配布し、進めているところでありますが、また全戸に防災無線の個別受信機があるのも特徴であります。今年8月の大雨災害においては、全町に午後8時頃に避難指示が発令されたところであります。

町民から様々な声をいただいております。まず、午後8時だと避難指示が遅いとか、避難する場所ですが、車でいかないと行けないので、松前中学校という場所が遠いとか、私達の家は高台にあります、この雨の中、松前中学校が避難場所ですと、子ども達が可哀

相ですとか、われらは中学校もどこかわかりませんので避難しませんとか、様々な声をいただいております。

また、夜の8時頃に避難指示が出ても、そう簡単には動けない。それと、夜の8時頃から避難すると9時過ぎになってしまうとか、といった電話がございました。ほとんどが高齢者でございます。万が一土砂災害が発生していたら、土砂に流されていたかもしれません。8月11日の大雨災害について、町として検証してありましたら、その内容をお聞かせ願えればと思っております。

また、私達は、松前町として夜間でなく、明るいうちに避難するために、レベル3の高齢者等避難を出せないのかなあと思っております。いろんな事情があるものと思っておりますけれども、命のかかっていることでございますから、少しでも早めに発令できないかを町長に伺います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 安心安全なまちづくりへの対策についてという表題の一般質問をいただきました。ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の8月11日の大雨の際の検証の関係でございます。大雨警報と土砂災害警戒情報の発表を受けまして、数年ぶりに避難所を開設しましたが、災害対策本部の業務は町内の巡回、各避難所への備蓄品の運搬、災害応急対応、情報収集や情報発信、報道機関の対応などと多岐にわたって、職員の絶対数が不足しているために、対応できる避難所の一部しか開設できませんでした。

この課題につきましては、先ほど沼山議員の一般質問でも答弁致しましたけれども、北海道地域防災マスター認定講習会を各町内会からも受講していただきましたので、この方々を中心として各地域にあります集会施設の避難所の運営を担っていただけるよう、今後町内会の皆さんとも協議してまいりたいというふうに思っているところであります。地域の皆さんで、互いに助け合う共助の取り組みが大変重要だと考えているところであります。

また、現在のコロナ禍の状況におきまして、今回の避難者の中にはおりませんでしたけれども、感染者や濃厚接触者、発熱等の症状がある方の対応は、動線や部屋の確保などが各地域の集会施設の避難所では、大変困難性があるというふうなことから、学校などの大規模な避難所であれば対応できないと判断し、対応してきたところであります。このご指摘の部分につきましては、課題として受け止めているところでございます。

次に、レベル3高齢者等避難の関係でございます。議員ご指摘のように、今回はレベル3、高齢者等避難を行わず、レベル4避難指示を発令したところでございます。今回のケースについて、ちょっとお話をさせていただきます。

今回のケースは、この避難指示を発令した前日の8月の10日に函館地方気象台から、翌日8月11日の夜遅くに松前町に大雨警報を発表する可能性がある旨の情報をいただきました。また、随時情報をいただきながら、大雨に対する準備を進めてきたところであります。結果と致しましては、夜の6時13分に大雨警報、19時40分に土砂災害警戒情報が発表されまして、情報よりも、前日にいただいた情報よりも相当早い時間で発令されたことによりまして、避難所開設等の準備が整わなかったことが、議員ご指摘の早い段階でのレベル3高齢者等避難の発令ができなかった要因の一つであります。課題として受け止めております。今後に生かしていきたいというふうに考えてございます。

警戒レベルを用いた避難情報の基準では、大雨警報の場合、レベル3高齢者等避難となっておりますが、今後の雨量はどうなのか、土砂災害の恐れがあるのかなどの状況も見極め、また函館地方気象台からご助言をいただきながら、発令する必要があるというふうに

考えているところであります。

ここ数年間においては、年間5回程度の大雨警報が発表されておりますが、警報発表後の様々な状況を判断しながら、高齢者等避難や避難指示の発令が必要かどうかを判断し、対応してまいりたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 1番疋田君。

○1番(疋田清美君) 理解致しました。ただ、防災関係上、何ですか、レベル3のことに關しては、先ほどレベル4と言いましたよね。これに關しては若干上がってんですけども、大丈夫ですか、それで、わかりました。

次に伺いたいのは、町内では、例えばコミュニティセンターのような身近な施設でございますけれども、8月の場合に、避難所が町内に8箇所あるということでアナウンスされておりました。それだけではなく、建石コミュニティセンターのようなところ、あるいは他の地区も同じような施設があると思いますけれども、そのような施設を避難所として開設してみてもはどうでしょうか。

職員対応が難しければ、各町内会にお願いすることも考えられると思います。そうなりますと、高齢者の災害弱者の方々も少しは安心していただけるものと思っております。ハザードマップ上、災害の種類において有効である避難所の開設について、町長に伺います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) ただ今ご質問ありました、町内には今ご質問ありましたような建石コミュニティセンターを含め、指定避難場所が23箇所ございます。想定される災害の種類に応じまして開設できる避難所と、開設のできない避難所があることをまずご理解をいただきたいというふうに思います。

土砂災害に対応した避難所は、町内に18箇所ありますが、先ほども答弁したように、職員の絶対数が不足しているために、全ての避難所を開設することが困難な状況であったというふうなことであります。この避難所の運営を町内会に担っていただければというふうに、職員が足りませんので、町内会に担っていただきたいというふうに考えております。これから町内会の皆さんにいろいろご相談申し上げながら、町民の皆さんが不安を感じないような体制づくりをつくっていききたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 1番疋田君。

○1番(疋田清美君) なるべくはそういう形をとっていただければ、ありがたいなあと思っております。

次に、町民一人一人が自助、共助、公助、公助っていうのは、備えがあれば憂いなしと言いますが、基本であるとの自覚を持った方々が多いかと思えます。

まず、私が松前町に帰ってきてから経験した地震は、1983年、昭和58年の日本海中部地震と、それと1993年、平成5年7月12日北海道南西沖地震でございます。日本海中部地震につきましては、白神の道路から海の水が30メートル沖の方に引いていったと。見て、すごく気持ち悪かったのを覚えています。それと、奥尻の南西沖地震は夜でございましたので、停電になったくらいかな。そして、海の方から漁師の皆さんが上がってきて、そしてその情報を聞いたら、津波が60センチありましたということでございました。日本海が震源の場合、どちらも松前町にとっては大きな被害が発生しております。そこで、自分の身を守るためにはどうしたらいいのか考えていかなければなりません。

この間、渡島総合振興局によりますと、地域防災マスターに参加致しまして、地震、津波、土砂災害など、いろいろと教えていただきました。また、消防職員による普通救助講習を受けたりして、大変大きな勉強になったところでございます。

近年松前町では、土砂災害や大雨の災害が危険な状態になることが増えてきております。その中でも、特に河川などが側にある急斜面の崖のある静浦、大沢の福祉施設を始め、要支援者の避難体制が心配されているところであります。過去に台風で岩手県の福祉施設が避難したケースがありました。そのような経緯を踏まえますと、避難体制の確立が求められているところでもあります。

また、10月に議会モニターとの意見交換がありましたが、その中でも防災訓練をやる場合、元気な人は参加できますが、そうでない方々はつまり動けないという、災害弱者の人の場合が心配されると意見があったところでございます。想定外の災害もございまして、また、河川などが側にある、後ろは崖崩れなどの心配もある地域でございまして、静浦、大沢の福祉施設を始め、要支援者の対応など現状について町長に伺いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) ただ今、要支援者に対する対策についてのお尋ねがございました。河川の周辺や土砂災害警戒区域にある福祉施設については、大雨警報の可能性がある場合など、速やかに避難行動ができるように、函館地方気象台からの情報などを事前に周知し、その対応の準備をさせていただいているところでございます。

高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、避難行動に特に支援が必要な避難行動要支援者への対応につきましては、事前に予想される大雨の対応などは、地域での取り組みが重要であるというふうに考えてもでございます。大津波が発生した東日本大震災では、地域で取り組みを行い助かった例もありましたが、逆に助けに行って命を落とした例も相当数あったようでございます。

北海道が発表しております日本海沿岸の津波浸水想定では、松前町の最高水位は、離島を除き20.4メートル、第一波の到達時間が最も早い地域で2分という状況を踏まえまして、津波の場合、避難行動、要支援者への対応をどのようにすべきか、大変大きな課題となっております。そのような認識をしているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番疋田君。

○1番(疋田清美君) 本当に津波の方が、もっともっと恐ろしいかと思えます。

また、私としては、情報の提供が大切であると、そう認識しておりまして、他の施設との連携も大事でありますので、きめ細やかな対応をお願い致します。

まず、自助とは、地震の災害時にケガをしないことや、家族の身を守る、また死なないことと言っておりますけれども、もしも地震が起きたら、まず自分の命は自分で守ることが一番先だと思っております。家族が側にいてもすぐには助けてくれません、順番からいきますと、まず自分自身が一番で、二番目は家族だろうと、そう思っております。

それに家具を前に倒れないような工夫をしたり、窓ガラスに飛散防止のフィルムなどを貼っておくとか、高いところに物を置かないなど、地震が起きる前にやっておくことが大事でございまして。

当然のごとく、逃げ道の確保も大事でございまして。どちらにしろ、災害が起きる前にしておくことでございますけれども、ただ、地震の場合は揺れが収まってからも余震が来ますので、家庭内の備蓄品や非常時の持出品など食料品の確保、1日から1週間分の家族ができるような賄いができれば幸いかと思っております。

ただ、松前町では、このような準備をしている方もおりますけれども、多分準備をしていない方もおるだろうと思っております。

それに、高齢者の方々は、準備をしたくてもできない方々もいらっしゃるのではないで

しょうか。松前町発行の防災のしおりを見ても、高齢者で理解に時間のかかる人もおります。内容が難しいところもあるため、簡単にわかりやすい方法や基本的な防災意識の心得をポイント版として書いてみれば、高齢者の方々の多い松前町では、もっとわかりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、ポイント版と言うか、防災手帳のようなものを先進地でも作成している事例がありますので、松前町でも手帳があれば、高齢者の方々にも所持していただけるので、検討を願えればと思っております。

また、防災のしおりには、非常持出品や備蓄品について記載されておりますけれども、備蓄品は少なくとも2、3日分、できれば1週間分となっております。普段から避難を心掛けて準備している方もおりますが、ただ、高齢化し、ひとり暮らしの方々も多くなっていますので、食料品や飲料水、そして懐中電灯など、最低限基本的な備蓄品が各家庭や地域における状況について、おさえられているものと考えております。

それと、各町内会で取り組みや状況をおさえておりますが、各家庭に基本的な備蓄品を入れた防災リュック、これを配布する考えなどはありませんか。または、町内会が主体で防災リュックを配布する、その費用に対して助成を考えはありますかなど、町長に2点をお伺いしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 防災手帳についてのお尋ねでございます。始めに防災手帳の関係でございます。疋田議員がおっしゃるとおり、防災手帳を発行している自治体もありますが、当町は防災のしおりを令和3年度に作成し、令和4年1月に全戸配布したところであります。この防災のしおりには、各種ハザードマップ、備蓄品、避難行動ガイドなど、様々な防災に必要な情報を盛り込んでおります。簡易的な小さめな手帳タイプであれば、文字も小さく読みにくくなることもあり、更には重要な情報を掲載することが困難であると考えするために、ご質問の防災手帳の発行は考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、備蓄品の関係でございます。各家庭での備蓄品の状況や地域、町内会での取り組みにつきましては、現在確認しておりませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。

また、備品を入れた防災リュックの関係でございます。備蓄品は基本的に自助の位置付けをしており、自分自身で用意していただくべきというふうに考えてございます。また、町内会が配布し、その費用に対しての助成も現在は考えておりません。避難所運営のための備蓄品や避難生活が長くなる場合には、不足する食料品、飲料水などは公助として松前町が準備をしておりますので、ご理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 昼食のため休憩致します。

再開は午後1時と致します。

---

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後1時00分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

1番疋田君。

○1番(疋田清美君) 先ほどの答弁につきましては、本当に防災手帳も始め、防災リュックもそうなのですが、一日でも早くやれるような体制をつくっていただければ、非常にあ

りがたいと思っております。

次に、共助でございますが、近隣の住民や地域の人達が互いに協力し合うというものでございます。また、各町内会では防災リーダーをつくるべきだと思っておりますが、平常時からリーダーとして、地域で中心となる活動することで、災害時に地域住民の先頭に立って地域の防災活動を主導していくことができるからでございます。

防災リーダーになる方は決めてはおりませんが、防災訓練をしなければ意味がございません。ですから、普段やっていないことは本番ではできませんから、日頃の訓練が大切でございます。避難誘導や避難訓練、その他に消火、救出、安否確認などの顔の見える関係が必要でございます。

次に公助でございますが、これは国や都道府県、市町村などの行政機関や公的機関による対応でございます。特に災害直後にはこの役割が大きくなるものと思っております。そこで、その活動の中核となるのが、地域防災リーダーの役割ですから、自助、共助を基本にしながら、公助との連携を充実させていくことも地域防災マスターの仕事かと存じます。

先ほどの質問で、北海道防災マスター研究会の継続的な取り組みという提案がありました、私もこれに対しては同感でございます。私とすれば、北海道防災マスターの研究会を松前で継続的に行っていただきたいのですが、北海道が主体となると毎年できるのかどうかわかりません。防災の内容なども日々変化しております、そうすると、町民一人一人に広げていくためには、松前町独自のマスター研究会を実施していくことも必要かと思えます。松前町版防災マスター制度の設置について、お考えはございませんか、町長、一言お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 先ほどの沼山議員からの一般質問で、同様な防災マスターの関係を答弁しております。答弁重複するところもありますけど、ご容赦願いたいと思います。

始めに、防災リーダーの関係でございます。北海道地域防災マスター認定研修会が町内66名の参加の下で開催することができました。今後、各町内会のご理解とご協力が必要不可欠となりますけども、町内会組織の中に専門部の一つとして、この研修会の受講者をリーダーとした、自主防災組織を位置付けしていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、北海道地域防災マスター認定研修会の町内での継続開催の関係でございます。この研修会は、5、6年前頃から松前町で開催していただくよう要望を続けてきたところがあります。令和2年度、3年度に松前町内での開催が決定したところがございますけども、コロナ禍の状況で中止となりました。ようやく本年度に開催できたものであります。渡島、檜山管内で開催できていないところもありますので、継続的な開催は困難であるというふうに思うところでございます。

次に、町独自の防災マスター研修会と、松前町版防災マスター制度の設置の関係でございます。防災マスターの認定者だけでなく、自主防災組織に携わる関係者も含めまして、年に1回は町独自の研修会を実施していきたいというふうに考えてございます。町独自の認定ではできませんが、様々な方を対象に研修会を実施する考えでありますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 1番疋田君。

○1番(疋田清美君) 松前版の防災マスター制度につきましては、認定するというところでございますけれども、これは、またいろいろと各町内会において相談しなければなりません。ですから、そこら辺は絶対に認定されるような状況になっていただければありがたい



なあとっております。

いろいろとお聞きしましたが、やはり松前版の防災マスターを立ち上げて、住民の方々と一緒に住みながら、町内での仕事をし、ふるさとを守るといふ、そういう意味からして松前町版防災マスターを立てるべきだと、改めて感じておりますので、一つよろしくお願い致します。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 次に、7番工藤松子君。

○7番(工藤松子君) こんにちは。私は、この度、ウィズコロナにおける高齢者の社会参加についてという表題で、町長にお話したいと思っております。

松前町は、高齢化率が高く、高齢者が周りのお世話をする共助社会とでも言うんですか、そういうふうになってきていると思います。まだ何かができると思われている間に、自分も高齢者になっていく、そして、そのまま頑張って仕事を続けていらっしゃる。そういう方が周りに結構見受けられますし、本当に頑張っておられる人がたくさんおります。

しかし、一部では、もう足が止まってしまって、コロナでどうこうということが長い間続きましたもので、ますます外へ出て行くということができなくなっている方もおります。コロナは今8波が押し寄せている状態です。防災無線でも感染予防、それから感染者が出ていますということを毎日のように放送が流れ、そのために何か自分では人に迷惑をかけるから、外へ出ない方がいいだろう、そういう判断をしている高齢者も大勢いらっしゃいます。

私の場合、今年はやっと思われていた、道南の老人クラブ研修会、それから西ブロックの研修会なども中止になってしまって、自分では大丈夫かな、今年ならいいだろう、今回はいいだろうと思ってたところにそういう中止。それから、この度は令和5年の松前消防団出初式、それも中止というお知らせが来ました。出鼻をくじかれたような気持ちです。精神的に何か自粛しなくてはという気になってしまいます。

しかし、ワクチン接種、度々接種を行っておりますし、その効果、それから治療薬が今回できました。そういうことから、ウィズコロナという言葉が大分前に東京都知事の方から言われましたが、その言葉が現実味を増してきていると思います。

まだまだ感染予防策は徹底しなければなりません、フレイル予防のためにも高齢者を元気づける政策について、町長にお尋ねします。

まず一つ目、長寿の集いについてですが、昨年、一昨年と集いは開かれていません。今年はまだ何の連絡も入っていませんが、どのような対応を考えておられるのでしょうか。お尋ねします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) ウィズコロナにおける高齢者の社会参加についてのお尋ねがございました。まず長寿の集い、行われていないが、どのような対応を考えているかというふうなお尋ねでございます。

今年度9月開催を目指しておりました長寿の集いにつきましては、町広報9月号において中止のお知らせをさせていただいたところでありますが、これらを決定するに至った背景には、8月のお盆時期の帰省時期に松前町内でもコロナ陽性者等が急増したことと、準備も含め、開催決定の有無の決断の時期であったために、中止の決断をせざるを得ない状況でありました。

このお盆の状況がなければ、直前まで実施を予定しておりました、約300人弱の皆様を集めて、イベントとして、行政として積極的に新しい生活スタイルで実践を目指してい

たところでございます。町と致しましては、長寿の集いにつきましては積極的に実施したいというのが基本姿勢でございます。当然、内容の検討、感染防止対策をしっかりとしながら、新しいスタイルでの実施を検討し取り組むものでございます。

現在も長寿の集いは9月開催を基本としております。これは、議員ご承知のように、老人福祉法によりまして、老人の日は9月15日と定められていることから、当町でも9月は高齢者を敬う月として、9月に実施しているところでございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 7番工藤君。

○7番(工藤松子君) 本当に残念なことではありましたが、今オミクロン株は、死亡率は低い、感染力はまだ強いと言われております。いろいろ工夫してやってみれば、何とか開催が可能ではないかと思っております。ただ、今ではもう寒くなってしまいましたし、ちょっとこの中で3密回避だとか換気だとかってというのは、ちょっと大変なことだと思いますし、この寒い中に高齢者を家から引っ張り出すってことは、ちょっと酷なことと思われま

す。それで、このような提案をしたいと思うのですが、まず検温、消毒、マスク着用、これは日常的にどこに行っても必要なことなんです。ソーシャルディスタンス、座る場所をイスや何かで間隔を置いて、そして広い場所、そして時期ですが、会場を開け放してもいいような暖かい時期、夏場にやってみようかな。それから、時間なんか長時間にならないように、高齢者も疲れますし、コロナ問題もありますので、せいぜい2時間程度とか、挨拶、入退場含めつつゆう感じでやってみようかな。もちろん会場での飲食は無しで、何かちょっとしたお土産品を持ち帰っていただく程度、お菓子とか、家へ持って行っても食中毒なんかにならないような、何日かとおいて大丈夫なような物。感染対策としては、正しく恐れて、常に気を配っていただい

て。それから、考えたのは1箇所に大勢集めるのではなくて、会場分散しつつうんですか、そういうことでより近場な広い施設の方へ集まっていたら、2回に分け、3回に分け実施するって方法もいいのではないかと思います。

9月に国の方では祭日を定めておりますが、それには影響されることなく、町独自に安全な時に安全な方法でつつゆうことを考えてはいかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 今の工藤議員からご提案いただきました。広い会場で、開催時期、更には時間、それから複数地域で、それから諸々提案がございました。私も同じく、工藤議員と同じく検討すべき内容であるというふうに考えているところであります。

ただ、先ほどもお話ししたけども、開催時期については、風通しの、窓を開けてもいいとかって当然時期が特定されてくるようになりますし、時間も午前中、午後分けるとか、そういう方法もいただきましたけど、いろんな検討しながら、早く高齢者の方が元気に参加できるような体制ができればいいなと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。検討に値するというふうに考えております。

○議長(伊藤幸司君) 7番工藤君。

○7番(工藤松子君) 高齢者を元気づけるためにも、ぜひそうしていただいたいと考えます。

次に、元気づくりシステムってということで、松前町では各町内会ごとに元気づくり会を立ち上げ、現在7町内会が活動していると聞きました。それに、参加者の中からリーダーを置いて、主体的に活動している会もあるようです。

ウィズコロナで元気で活動しておられる高齢者がいらっしゃる一方で、中にはまだ一歩が踏み出せずにいる方々もあります。社会福祉協議会の方で行っているサロンだとか、保

健福祉課や教育委員会の方の生涯学習の方で行っているいろんな教室、そういうものが数え上げると結構な数あると思いますが、なかなか気力、体力、活力を失いつつある後期高齢者の方には情報が耳に届いていかない。誘われてもいろんな、病院に行く日だとか、どこかに用事ができたとか、そういうことでなかなかその一步を踏み出せずにいる人方があります。そういう人方にも笑顔を取り戻す場をつくってあげたいと考えます。町長、考えはいかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) これは、工藤議員もご認識されていると思います。全国及び松前町においても高齢者、高齢化の生活スタイルは大変多様化をしております。様々な高齢者があり、課題も当然多様化してきているというふうに存じております。工藤議員おっしゃるように、私は町としてもこれらに対応するために、高齢者の元気づくり、介護予防事業などに力を注ぎながら、自己管理できる元気な高齢者を一人でも多く育むための事業検討、実施に取り組ませていただいているところでございます。

しかしながら、どんなに環境を整えても、そこに参画するかしないかは、残念ながら個人の意志決定になってしまいます。そういう方々への対応は、当然職員によるマンパワーでの情報周知や働きかけは実施するものの、残念ながらこれは限界もあるようであります。この方々へのアプローチにつきましては、議員の皆さんを始め、各地域や友人など、話の聞く耳を持つ方々が誰かという点を含めまして、地域一体となって取り組んでいく必要があると思っておりますので、ぜひ皆さんのご協力を含めまして、当然町としても様々な検討はして取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力を切にお願いをしたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 7番工藤君。

○7番(工藤松子君) 松前町の広報11月号に、元気づくりを始めて1年が経った方々の声がかけていましたが、本当に皆さん楽しみに、健康面の効果も素晴らしいものが述べられておりました。

今、各町内会に1箇所ちゅう感じですけども、もっと少人数グループで何箇所か、一つの町内会で何箇所かということでもいいんじゃないか。それから、建物の中だけではなくて、畑仕事だとか花づくりだとか、そういうふうなグループ構成もいいのではないかなと思っております。自覚を持って体力保持に向かってくださるように町民がなれば大成功だと思いますし、それから年々、今サロンだとか教室に通ってる人方だけでなく、これから高齢者になっていく方々のためにも、いろんな面でいろんなサークル、いろんな部会、いろんなグループを自由につくって行って、それに対して町の方が声をかけていくっていうような形をとっていただければ、これからだんだん高齢になっていく皆さん方に対して、いい影響を及ぼすものだと思います。いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 工藤議員言われるように、介護予防事業、元気な高齢者を育むために導入した、元気づくりシステムによる事業を令和3年の10月から現在まで実施しております。毎週2回の開催で、元気づくりシステムのメニューに沿った健康づくりをしているところであります。参加している方々からは、好評であります。参加者年齢は60歳代から90歳前後の方々までおります。これまで町内で実施された各種事業には参加していなかったけども、元気づくり会の活動には、近所の方々と一緒に参加しているというような状況も聞いております、そのような人がいることも聞いております。導入して間もないのですが、現時点では順調に進んでいるというふうに思っております。

合わせまして、介護予防事業として実施しているサロン、ガンバルーン体操事業との検証や方向性について、毎月関係者、これは社会福祉協議会含めまして協議を実施しておりまして、多様化する高齢者の状況にどのように、または効果的に対応していくかも、合わせて取り組んでいるところであります。

現在は、取り組み始めであり、各町内、各地の状況はそれぞれ異なることや、現在それぞれが生きがいを持って取り組んでいることは、そのまま継続していただきながら、更に時間ができた時や課題が出てできなくなった時の新たな選択肢や、何もしていなかった人の選択肢として、この事業を位置付け、実施していきたいというふうに思っております。

前段の元気づくりシステムは、町内の1箇所と言わず、少数グループでも何箇所でも、畑仕事のグループでもというふうなお尋ねでございます。本当にその組織が自前で、自力で運営できる状況に我々はサポートしていきたいなあというふうに思っているところでありますので、そういう団体が大きな輪になってくれば、これは元気づくりの効果が出てくるというふうに思っておりますので、そういう環境づくりも我々は進めていきたいなあというふうに思っているところであります。

まず自立すると、役場から行かなくても地域だけで運営できるんですよというふうなところまで持っていければ、大変効果があるというふうに思っているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 7番工藤君。

○7番(工藤松子君) ぜひともそういうふうに、自主的、自律的に各地域、各個人が動いていってくればということ、私も強く望んでおります。

次の課題ですが、これからいよいよの真冬に入っていきます。冬期間足下が悪くなって、家の前の雪で困る高齢者が多くおります。毎年のことですが、除雪車が通った後の雪で、自分の力では動かすことができないとか、本当に困ってる人方が出て来ます。

日々の生活、それから通院、防災の面、それから今まで夏場頑張ってきた健康づくりの活動、そういうものの足が止まらないよう、それから高齢になっても頑張っておられる、社会活動に励んでおられる各係の方々、負担にならないように、ぜひ除排雪の対策を強化していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 高齢者の皆さんの除雪、排雪の対策強化をというふうなご質問でございます。

高齢者等の除雪、排雪の対策について、先般、11月の29日に開催されました町内会連合会の全体協議会の中におきましても、正しく各地区の町内会長さん達と除雪体制、対策の意見交換が実施され、その場で様々な意見や協議がされたところであります。国道、道道、町道に面している地区や、民家密集地区の課題など、各地域により様々な状況と課題があります。一つの対策では、全町の対応ができないことが改めて浮き彫りになったところでございます。

ある地区では課題であるが、別の地区では課題解消に町内会で取り組み、解消されているという例とかもありました。皆さん一生懸命取り組んでおり、各町内会により取り組み状況の違いがあることなども合わせて、町内会連合会の中で一定程度の情報共有もされたものと感じたところでございます。

また、ある町内会では、対応したいがやる人がいない。町に言えば人を斡旋してくれるのかなどの課題も挙げられ、一番大きな課題は実施する側の人材確保であることが、改めて再認識をされたものと受け止めています。

なかなか難しい話ではありますが、理想論で言えば、先ほど工藤議員がおっしゃっていた

元気な高齢者を育み、ひいてはその方々の一部の、一部分の方々でも高齢者事業団に参画していただき、議員の皆さんのように町を支える側の役割として、冬期、冬期間だけでもほんの少し尽力いただければ、社会参画、生きがい、体力、気力の継続。そして、ほんの少しですけど報酬を受け取り、自己生活の向上と地域の活性化、自己管理、そしては地域の活動団体として、高齢者事業団の充実にと、環境を循環していければというふうな強い思いはあるわけであります。

しかしながら、口で言うほど安易なことではないと思っております。簡単であればとっくに実現しているはずですが、先ほどもお話ししたように、介護予防事業と合わせて元気な高齢者を育む事業は既に展開しており、合わせて次のステップへ進む時代へ突入しているものとも思っております。

先ほども議論させていただきましたけども、最後のハードルは住民個人の意志決定にあるということでございます。どんなに環境を整えても、参加するしない、やるやらないは個人の意志決定に委ねられているということになってしまいます。しかし、町として、その参画意識を高揚させるのも責務であります。そのための情報交換や対応策をしっかりと模索、検討していかなければならないとも思っているところであります。失礼ではありますけど、議員の皆さんの中にもいらっしゃるように、現実社会で実践している元気で気力のある高齢者が、自力で解決できない高齢者のために、今一度地域が一体となって支え合う人づくり、まちづくりも目指せばなというふうに思っているところでございます。

議員ご指摘のように、高齢化率52%の松前町が松前方式と言われるようなことを夢見ながら進めるためにも、皆さん方のご尽力を余すことなくお借りして、一緒に松前町を想像していければというふうに強く思っているところであります。ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 7番工藤君。

○7番(工藤松子君) 本当に高齢化率が高いっっちゃうことが、これほど町民みんなの大変な思いに繋がっているってことは、よくわかっております。

松前方式でって言いますが、なかなか個人が、自分がやってやろうとか、自分もこうしたいっっちゃうのがなかなか出てきません。一生懸命尻叩いてはいるんですが、なかなかその一歩が踏み出せないでおります。

それから、高齢化、事業団についてですけども、本町の方にいる方はそのことをご存じの方も結構いらっしゃるんですけども、何か、本町以外の町民の方にはあまり知られていないように思います。本当はあっちの分団、こっちの分団っていうふうになって、それぞれがそこに所属してやりがいを持って協力し、そしてお金をいただいて作業する、そういうふうに進んでいただきたいものと考えております。どうぞ、これからも頑張って、町民の話は承る方なんですけども、町民に活を入れて、頑張れ頑張れを言い続けられるようにこちらも活動したいとは思っております。

コロナは変異を繰り返しながらまだまだ続く、インフルエンザがずっと続いているように、コロナもまたずっと続く、そういう世界になってくるんじゃないかと思えます。9月27日からの全員届け出での見直しで、松前町のところを開いて見ても65歳以上とか、入院を必要する人とか、重症化リスクある人などの人数の感染者数は載ってるんですが、実際には身の回りにいる若い人達、それから子ども達、若い人方の感染が見られます。そういう話を聞いてくると、いくら国からどうこう、緩和の話が出てても、やっぱりこれじゃあ出て歩いたら駄目なのかな、そういう気がしてくるんです。家族間の感染防ぐっちゃうのは本当に大変な話で、家の中を病院並みに消毒して歩かないと間に合いませんし、絶対

これは我々の家の中では防ぎきれない話じゃないかと思えます。

かかったら治療に専念して、お互いに十分な対策をとりあって、そして、これからの高齢化時代、高齢化社会を生き抜いていかなければならないと考えております。集いを持つことは、出不精になっている人達を一步踏み出すきっかけづくりになると思えます。町の方でもいろんな注意を払いながら、ぜひ元気な活動ができる、そういう社会にしていけるよう、とにかく高齢者は一回しゃべっても、はいはいと返事はするがすぐ忘れてしまう。こうすればいい、ああすればいいがなかなか身につかない。そういう生き物ですから、是非、社会に対する関心を持ち続けられるように、懲りなく町の方からも声がけをお願いしたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) いろいろ、先ほどもご答弁させていただきました。町内会連合会での除排雪の指摘含めまして、やっぱり町全体として、地域性もありますけど、町全体としてきちんと考えて検討せねばならない部分も指摘されておりますので、その部分については検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれに致しましても、高齢者の方が社会参画できて、生きがいを持って、そして体力、気力を充実しているというふうな、そんな社会ができればいいなというふうに思っております。そういう社会になれるように、町としてもいろいろのサポートできる部分はサポートして、元気のいいお年寄りの皆さんに頑張っていたきたいなというふうに思っているところであります。終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で通告のあった一般質問を終わります。

---

#### ◎議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第62号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(石山英雄君) ただ今議題となりました議案第62号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員福島憲成氏は、令和4年12月25日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

福島氏につきましては、松前町■■■■■にお住まいで、■■■■■75歳でございます。また、委員歴でございますが、平成10年12月26日から委員をお願いし、現在8期目でございます。

以上が議案第62号でございます。何卒議員の皆様方のご同意をお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第62号について、提案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第62号は提案に同意することに決定致しました。

---

◎議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第63号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(石山英雄君) ただ今議題となりました議案第63号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員木村清韶氏は、令和4年12月25日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

木村氏につきましては、松前町■■■■■にお住まいで、■■■■■75歳でございます。また、委員歴でございますが、平成13年9月25日から委員をお願いし、現在7期目でございます。

以上が議案第63号でございます。何卒議員の皆様方のご同意をお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第63号について、提案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第63号は提案に同意することに決定致しました。

---

◎議案第64号 松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例制定について

◎議案第65号 松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金徴収条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第64号、松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例制定について、日程第8、議案第65号、松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金徴収条例制定について、以上2件を一括議題と致します。

なお、ただ今議題となりました議案第64号及び議案第65号については、質疑終了後総務経済常任委員会に審査を付託したいと思います。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今一括議題となりました議案第64号、松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例制定について及び議案第65号、松前町テレビ

放送共同受信施設整備工事に関する分担金徴収条例について、その内容をご説明申し上げます。

最初に議案第64号、松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例制定について、ご説明申し上げます。議案の末尾に添付しております説明資料の1ページ、タブレット上の7ページをご覧ください。

タブレット上の7ページでございます。これは、松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例の概要であります。1、条例制定の経緯であります。新小島地区連合テレビ聴視組合（以下「組合」と言う。）の共同受信施設は、平成16年度に整備以降17年が経過しており、架空の幹線や引込線の伝送路は同軸ケーブルのままで、この同軸ケーブルにつきましては、製造が中止されているため、部品等の調達に苦慮しながら、年々増加傾向にあります断線等の故障に対応してきております。こうした現状から、早期にこの同軸ケーブルを光ケーブルに張り替えする大規模な整備を行い、安定的な視聴を確保する必要がありますが、小島地区は伝送路が長いことに加え、人口減少と高齢化に伴い組合員数も減少しており、組合単独で多額の整備費用を負担することは困難な状況であり、当初町が起債を活用し、組合に付与する予定でありましたが、法人格を有しない任意の団体の補助は起債の対象とならないため、今回町が実施主体となる必要があります。組合から共同受信施設の譲渡を受け、町が公の施設として設置するとともに、その管理を指定管理者に行わせるため、本条例の制定をしようとするものであります。

2は、条例の主な内容です。(1)設置する共同受信施設(第2条)は、ア、名称は、松前町小島地区共同受信施設に。イ、位置は、松前町字建石46番地、これは受信点となります。ウ、対象区域は、松前町字館浜、字札前、字赤神、字静浦及び茂草までにしようとするものであります。

(2)共同受信施設の管理、第3条から第4条について。共同受信施設の管理は指定管理者に行わせるものとし、維持管理や利用承諾等に関する業務を行うものにしようとするものであります。なお、指定管理者は、新小島地区連合テレビ聴視組合を予定しております。

(3)は利用の承諾、取消等、第5条から第6条です。共同受信施設の利用者は、指定管理者に利用の承諾を得るものとし、本条例や管理組合の規約等に違反した場合は、取消等を行うことにしようとするものであります。

(4)は加入金及び利用料金、第7条についてです。共同受信施設の利用者は、加入金及び利用料金を指定管理者に納めるものとし、その額は加入金が7万円、利用料金が月額500円の範囲内において町長の承認を受けて、指定管理者が定めることにしようとするものであります。

(5)は損害賠償、第8条です。共同受信施設の利用者が故意または過失により、共同受信施設を亡失または棄損した時は、現状に回復し、またはその損害を賠償しなければならないことにしようとするものであります。

(6)は松前町による管理、第9条です。町長は、やむを得ない事由が認められる時は、当該共同受信施設の管理に係る業務を行うことができることにしようとするものであります。

次に2ページ、タブレット上の8ページをご覧ください。(7)は規則への委任、第10条です。この条例に関し、必要な事項は規則で定めようとするものであります。

(8)は施行期日等、附則です。この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするもので、経過措置として、この条例の施行の際、現に共同受信施設を利用している者は、利用の承諾を得たものとし、加入金は納めたものと見なすことにしようとするものであります。



す。

続きまして、関連します議案第65号、松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金徴収条例について、その内容をご説明申し上げます。

議案の2ページ、タブレット上の3ページをご覧ください。条例の第1条は、趣旨です。この条例は松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に要する費用の一部にあてるため、当該工事に係る分担金の徴収について、必要な事項を定めようとするものであります。

第2条は、分担金の徴収の対象者についてです。分担金の徴収の対象者は、この工事に係るテレビ放送共同受信施設の利用者から徴収することにしようとするものであります。

第3条は、分担金の額です。この工事に係る分担金の額は、利用者ごとに7万円の範囲内で町長が別に定めることにしようとするものであります。

第4条は、分担金の納付です。分担金は、工事が実施された当該年度に一括徴収とし、町長が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付するものとし、町長が必要と認めた時は、分割徴収の方法により、納付することができることにしようとするものであります。

第5条は、分担金の減額等です。町長は災害、その他特に必要があると認めた時は、分担金を減額し、もしくは免除し、または徴収を猶予することができるものとするものであります。

第6条は、委任についてです。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものにしようとするものであります。次に附則です。この条例は、令和5年4月1日から施行致そうとするものであります。

以上が、一括議題となりました議案第64号、第65号の内容でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

始めに、議案第64号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第65号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮り致します。

議案第64号及び議案第65号は、会期中に審査を終わることとし、総務経済常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

議事日程協議のため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩致します。

---

(休憩 午後 1時53分)

(再開 午後 2時09分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

---

◎議事日程の追加の議決

---

○議長(伊藤幸司君) この際、日程追加についてを議題と致します。

議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることに決定致しました。

---

◎議案第66号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第66号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第66号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料として添付しております概要の1ページ、タブレット上の17ページをお開き願います。

1、改正の趣旨であります。令和4年度の国家公務員の給与改定に関する人事院の勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国家公務員の給与を踏まえ、職員の給与改定及び特別職等の期末手当支給率の改定に係る規定を整理するため、関連する条例を改正しようとするものであります。

2、改正の内容であります。(1)は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。アは給料月額で、令和4年4月1日に遡及し、初任給、若年層に重点を置いて、平均0.3%引き上げようとするもので、行政職給料表は17ページから20ページまで、タブレット上の35ページから38ページまでの別紙2をご参照願います。イは期末勤勉手当であります。(ア)としまして、再任用職員以外の職員は、勤勉手当を0.10ヶ月分引き上げ、期末勤勉手当合計で、年間4.40ヶ月分に改めようとするもので、令和4年度及び令和5年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。(イ)としまして、再任用職員は、勤勉手当を0.05ヶ月分引き上げ、期末勤勉手当合計で、年間2.30ヶ月分に改めようとするもので、令和4年度及び令和5年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

2ページ、タブレット上の18ページをお開き願います。米印は、人事評価及び懲戒処分による勤勉手当に係る成績率でありますので、ご参照願います。

次に、(2)松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。令和4年4月1日に遡及し、職員の給料月額に準じて引き上げようとするもので、給料表は21ページ、タブレット上の39ページの別紙3のとおりでありますので、ご参照願います。

次に、(3)一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。アは給料月額で、令和4年4月1日に遡及し、1号奉を1千円引き上げ、37万6千円に改めようとするものであります。

3ページ、タブレット上の19ページをお開き願います。イは期末手当で、0.05ヶ月分引き上げ、年間3.30ヶ月分に改めようとするもので、令和4年度及び令和5年度

以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、(4)町長等の諸手当額並びにその支給条例から、(6)議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例までの一部改正であります。それぞれ期末手当を0.10ヶ月分引き上げ、年間4.40ヶ月分に改めようとするものであります。

次に、3、その他であります。(1)の新旧対照表は、別紙1として4ページから16ページまでに、タブレット上では21ページから33ページまでに。(2)の職員の給料表は、別紙2として17ページから20ページまでに、タブレット上では35ページから38ページまでに。(3)の会計年度任用職員の給料表は、別紙3として21ページに、タブレット上では39ページにそれぞれ添付しておりますので、ご参照願います。

次に、附則であります。15ページ、タブレット上の32ページをお開き願います。附則第1項と附則第2項は、施行期日等の規定、附則第3項は、給与の内払の規定。

次のページ、16ページ、タブレット上の33ページをお開き願います。附則第4項は、規則への委任規定をそれぞれ定めようとするものであります。今回の条例改正による給料表の改定、期末勤勉手当の制度改正による影響額は、特別職等を含め、一般会計で771万5千円となります。

以上が、議案第66号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第66号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第57号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第8回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第57号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第8回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) ただ今議題となりました議案第57号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第8回)の内容を説明させていただきます。

令和4年度松前町の一般会計補正予算(第8回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千225万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6千368万6千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越

して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。16ページをご覧ください。

3. 歳出です。1款1項1目議会費3節議員期末手当で、13万3千円の減額計上です。これは、去る4月18日の第2回臨時会及び本定例会で議決された議員期末手当の支給率改正分の相殺による減額分です。

17ページです。2款1項1目一般管理費で、112万円の追加計上です。10節行政情報システム修繕料で、47万1千円の計上です。これは、本年度現在において、パソコンの修理が予想以上に多くなっており、年度末までの見込みによる不足分計上です。

次に、12節行政情報システム改修業務委託料で、64万9千円の計上です。これは、財務会計システムにあるデータから決算統計に使用するデータを抽出し、反映するための改修経費の計上です。

次に、5目地域振興費で、25万7千円の追加計上です。10節各施設の光熱水費の追加は、各施設電気料の高騰に対する年度末までの見込みによる不足分の計上です。

18ページです。4項4目知事及び道議会議員選挙費で、79万3千円の追加計上です。11節手数料で、8万9千円の計上です。これは投票用紙の枚数計算機等の点検手数料ですが、当初予算措置後に料金改定があり、その不足分の計上です。

次に、17節備品購入費で、70万4千円の計上です。これは、平成17年度に購入した投票用紙の枚数計算機2台が、購入から17年が経過し、メーカーによる部品供給も終了となったことから、入れ替えるための経費の計上です。

19ページです。3款1項1目社会福祉総務費で、3万7千円の追加計上です。27節国民健康保険特別会計に対する操出金で、3万7千円の計上です。これは、令和4年度から新設された、未就学児均等割保険料軽減分に対する一般会計からの操出金であり、財源として国2分の1、道4分の1の負担金が措置されるものでございます。

次に、3目老人福祉費で、155万7千円の追加計上です。10節と17節の老人福祉施設管理事業で、71万2千円の計上です。これは、白神寿の家に係る経費で、集合煙突から室内への雨漏りが確認され、経年劣化もあるため、集合煙突の撤去等の修理と新たな暖房機器として、煙突を利用しないFF式石油ストーブ2台を購入するための経費の計上です。なお、このストーブの購入費には、北斗市の有限会社コスモ保険サービス様からの指定寄附金7万9千円を充当しております。

次に、27節介護保険特別会計に対する操出金で、84万5千円の計上です。これは、介護保険特別会計の補正に対応する一般会計負担分の補正で、保険事業勘定分91万6千円の追加と、サービス事業勘定分7万1千円の減額の、合計84万5千円の計上です。

次に、4目地域活動推進費18節松前町街灯料補助金で、61万2千円の計上です。これは、街灯の電気料が高騰しており、年度末までの見込みによる不足分の計上です。

20ページです。2項1目児童福祉総務費で、11万6千円の追加計上です。17節学童保育備品購入費で、22万6千円の計上です。これは、町内に2箇所ある学童保育の保育環境の充実を図るため、松城学童保育所と清部学童保育所に43型液晶カラーテレビ2台と、松城学童保育所にブルーレイレコーダー1台を購入するもので、その財源として、明治安田生命保険相互会社様からの指定寄附金、20万3千円を充当するものでございます。

次に、18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、保育環境改善対策総合支援事業費補助金で、11万円の減額です。これは、松前認定子ども園に対しての換気機能付きエ

エアコン設置に係る補助金の入札執行に伴う減額となる補助金の計上です。

21ページです。4款1項1目保健衛生総務費7節新型コロナウイルス感染症対策支援物資代で、200万円の追加計上です。これは、町内における新型コロナウイルス感染症感染者が増加傾向で、これから年末年始を控え、更なる増加が懸念されており、町からの支援物資も不測の事態に備え、年度末までの見込分を増額して対応する経費の計上です。

次に、6目健康センター費で、31万4千円の減額計上です。10節燃料費9千円と、光熱水費5万3千円の計上は、燃油及び電気料の高騰で、年度末までの見込みによる不足分の計上です。

次に、14節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策健康センター空調設備工事請負費で37万6千円の減額は、入札執行に伴う減額分の計上です。

次に、7目病院費18節病院事業会計に対する補助金で、3千500万円の追加計上です。これは、特別交付税で算定される不採算地区病院等に対する財源措置を最大限受けるための病院事業支援分に係る補助金の計上です。

22ページです。2項1目清掃総務費18節渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)で、57万3千8百円の追加計上です。これは、渡島西部広域事務組合の補正にかかる松前町の負担分の補正で、主にし尿処理費の電気料の高騰分によるものです。

23ページです。6款1項1目農業委員会費で、47万9千円の減額計上です。8節費用弁償及び旅費で、94万5千円の減額は、コロナ禍により予定していた様々な総会が書面総会となったことや、視察研修の中止などから減額となったものです。10節消耗品費から17節備品購入費までの経費、合計46万6千円の追加は、農業委員及び農地利用適正化推進委員業務のためのタブレットを配布するもので、農業委員会の上部組織の全国農業会議所が、事業者と一括で基本契約を締結し、全国的に実施されるものでございます。備品購入費では、タブレット11台、通信運搬費では、その通信料等、消耗品費では、タブレットの保護カバーを購入する経費の計上です。

次に、2目農業振興費は財源更正です。

次に、3目畜産業費18節貸付肉用牛管理負担金で、6万2千円の追加計上です。これは、北海道農業公社に支払う優良肉用牛貸付事業で借り受けしている繁殖牛の管理負担金であります。農業公社の負担金請求内容の変更により増加となる経費の計上です。

24ページです。3項1目水産業振興費14節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策水産センター空調設備工事請負費で、60万円の減額計上です。これは、入札執行に伴う減額分の計上です。

次に、2目漁港管理費で、156万8千円の追加計上です。10節光熱水費で、112万2千円の計上です。これは、各漁港の電気料の高騰による年度末までの見込みによる不足分の計上です。

次に、12節産業廃棄物処理業務委託料で、44万6千円の計上です。これは、各漁港の漂着ゴミが例年より多く、処理費が増加していることから、年度末までの見込みによる不足分の計上です。

25ページです。8款2項1目道路橋りょう維持費10節町道街灯光熱水費で、114万5千円の追加計上です。これは、町道街灯の電気料の高騰により、年度末までの見込みによる不足分の計上です。

26ページです。4項1目港湾管理費10節港湾管理光熱水費で、16万6千円の追加計上です。これは、港湾管理電気料の高騰により、年度末までの見込みによる不足分の計上です。

27ページです。5項1目住宅管理費で、60万7千円の追加計上です。10節町営住宅管理及びシルバーハウス管理の光熱水費は、電気料の高騰により、年度末までの見込みによる不足分の計上です。

28ページです。9款1項1目18節渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)で、135万7千円の追加計上です。これは、渡島西部広域事務組合の補正にかかる松前町負担金の補正分で、主なものは、職員手当及び共済費に係る経費の負担分です。

29ページです。10款1項2目事務局費10節町設宿舍管理(教職員住宅)光熱水費で、2万3千円の追加計上です。これは、教職員住宅の街灯料金の高騰により、年度末までの見込みによる不足分の計上です。

次に、3目教育振興費で、42万1千円の計上です。7節教育振興謝礼で、3万6千円の減額です。これは、プール学習での着衣水泳講師による謝礼ですが、プール学習が中止となったことからの減額です。

次に、18節松前高等学校教育振興会補助金(フランス国ブザンソン市訪問事業分)で、45万7千円の計上です。これは、航空運賃に係る燃料、サーチャージの高騰などにより旅程経費の増額に伴う計上です。

30ページです。2項小学校費1目学校管理費で、133万2千円の減額計上です。10節学校管理光熱水費で、62万5千円の計上です。これは、小学校管理の電気料の高騰による年度末までの見込みによる不足分の計上です。続いて、プール管理消耗品費及び光熱水費で、38万円の減額です。これは、プール学習の中止による減額分です。

次に、11節及び12節のプール管理に係る減額も、同様にプール学習の中止による減額です。

次に、14節大島小学校暖房設備改修工事請負費で28万2千の減額、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、松城小学校空調設備工事請負費で38万2千円の減額は、いずれも入札執行に伴う減額分です。

31ページです。3項中学校費1目10節学校管理燃料費、光熱水費、修繕料の合計で、117万4千円の追加計上です。これは、中学校管理の燃料、電気料の高騰と修繕がかさんだことから、年度末までの見込みによる不足分の計上です。

32ページです。4項3目図書館費11節通信運搬費で、4万4千円の追加計上です。これは、各図書館の連携による本の相互貸借が増加していることから、年度末までの見込みによる不足分の計上です。

次に、4目社会教育施設管理費で、246万円の減額計上です。10節町民総合センター管理光熱水費で、104万7千円の計上です。これは、町民総合センターの電気料の燃料の高騰による、年度末までの見込みによる不足分の計上です。

次に、14節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、町民総合センター空調設備工事請負費で218万5千円の減額、交流の里づくり館空調設備工事請負費で132万2千円の減額は、いずれも設計段階における減額と入札執行に伴う減額分の計上です。

次に、5目文化財費で、16万6千円の追加計上です。11節文化財保護管理手数料で3千円及び17節備品購入費で16万3千円の合計16万6千円は、カメラドローン1基の購入と登録手数料の計上で、埋蔵文化財の試掘調査が増加しており、現地の特定期や地形調査等に利用するための経費の計上で、その財源として、有限会社コスモ保険サービス様からの指定寄附金7万円を充当するものです。

次に、7目郷土資料館費10節光熱水費で、21万3千円の追加計上です。これは、資料館の電気料の高騰による年度末までの見込による不足分の計上です。

33ページです。5項3目学校給食費で、380万9千円の追加計上です。10節燃料費で45万8千円、光熱水費で、122万1千円、賄い材料費で136万円については、燃油、電気料、更には食材の価格の高騰による、年度末までの見込みによる不足分の計上で、修繕料77万円については、衛生設備の熱回収外調機が3基あるうちの1基の基板が故障しており、各基でバックアップを図りつつ自動運転をする装置のため、2基での運転でも支障なく今は稼働しておりますが、早急に復旧するための経費の計上です。

34ページです。13款1項1目職員給与費で、3千40万9千円の減額計上です。1節報酬から、35ページの8節旅費まで、当初予算において予定していた人数及び算定した経費並びに給与条例等の改正に伴う増減を、各節、各項目の予算額の年度末までの見込みを算定し、その経費の増減に係る経費の計上です。また、附表として給与費明細書を36ページから57ページにかけて掲載しておりますので、ご参照願います。

以上が歳出です。次に歳入です。8ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、636万9千円の追加計上です。これは、歳出の財源調整に係る計上分です。

9ページです。14款1項1目1節国民健康保険未就学児均等割保険料負担金で、1万8千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております国民健康保険特別会計に対する操出金の国庫負担金の計上です。

10ページです。2項1目1節デジタル基盤改革支援補助金で、497万8千円の減額計上です。これは、第6回補正予算で議決いただいた行政手続のオンライン申請を図るシステム構築に対する財源であります。内容が国庫補助金ではなく、国庫補助金を受けた民間機関からの補助金であることが判明したため、諸収入へ予算科目を変更するための減額です。

11ページです。15款1項1目1節国民健康保険基盤安定負担金で、9千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております国民健康保険特別会計に対する操出金の道負担金の計上です。

12ページです。2項4目1節農業費補助金で、569万6千円の追加計上です。情報収集等業務効率化支援事業交付金34万1千円と、農地利用最適化交付金10万5千円は、農業委員会等へのタブレット購入事業に対する交付金です。北海道農業次世代人材投資事業補助金150万円と、北海道経営発展支援事業補助金375万円は、既に歳出で予算措置されている新規就農者育成総合対策補助金の財源となる道補助金が決めたことによる計上です。

13ページです。3項1目5節知事及び道議会議員選挙委託金で、79万3千円の追加計上です。これは、歳出で計上している知事及び道議会議員選挙事業に対する道委託金の計上です。

14ページです。17款1項3目1節文化財保護指定寄附金で7万円及び4目1節高齢者福祉指定寄附金で7万9千円の追加計上です。これは、去る7月7日に北斗市の有限会社コスモ保険サービス様から教育関係と高齢者福祉関係分として、14万9千600円の指定寄附をいただき、それぞれ計上したもので、各歳出に財源充当させていただいております。

次に、2節児童福祉指定寄附金で、20万3千円の追加計上です。これは、去る10月4日に明治安田生命保険相互会社様から子育て支援関係として20万3千円の指定寄附金をいただき、歳出に財源充当させていただいております。

15ページです。20款5項5目1節雑入で、1千399万9千円の追加計上です。貸

付肉用牛管理負担金及び雇用保険料等個人負担金は、歳出で計上しております貸付肉用牛管理負担金及び職員給与費での事業者及び個人負担金の計上で、デジタル基盤改革支援補助金は国庫補助金からの科目替えによるものです。そして、まちづくり・人づくり推進交付金は、各種職員研修に係る交付金の決定による追加で、その他の3件は、一部事務組合及び事業に係る負担金の前年度決算剰余並びに事業精算に伴う還付金の計上です。

以上が歳入です。3ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額61億4千142万8千円に、補正額2千225万8千円を追加し、補正後の額を61億6千368万6千円にするものでございます。

4ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額2千225万8千円を追加し、補正後の額を61億6千368万6千円にするものでございます。

5ページです。第2表繰越明許費です。2款総務費2項町税費固定資産管理システム航空写真更新事業で、499万4千円の計上です。これは、去る7月1日に契約を締結した固定資産管理システム航空写真更新業務委託が、今期の北海道の天候不順が長引いたことと、航空写真撮影用のセスナ機の故障、更にはその関連部品調達の遅延など、複合的な要因が重なり、更には冬場は降雪があるため、撮影に適さないなどの理由により、期間内での納品が困難となったため、繰り越しにより委託期間を延長して実施しようとするものであります。

以上で議案第57号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第8回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 1点だけ、お尋ね致します。ページ21、4款1項1目感染症対策支援物資代。説明で十分わかるんですけどもね、この感染状況の説明ってのは、できる範囲で、やっぱり説明いただければなと思います。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今梶谷議員より、4款1項1目の支援物資の関係でご質問いただきました。梶谷議員、おっしゃるとおり、例えば感染者等については、これまでもお話したとおり個人情報と、それから、これまで感染者の報告については、報告義務の改正等で、その辺の状況については私どもでも知り得ない状況になっています。

それで、今回の補正については、支援物資の数ということになりますので、これは、感染者の他に、感染者じゃなくて、同居の濃厚接触者の方もカウントされるものですから、感染者の数とは別な数で支給対象にしていくというような格好のもので、本人からの申請という形で、町の方で対応しているところでございます。

これまでこの予算については、3月の当初補正、それからその後に9月の補正をもって、その都度の町内の感染状況に合わせてみてきたところでございます。11月等についても感染者が増えて、感染者の他に携わる家庭内の濃厚接触者の方が増えて、今ある予算で対応してきましたけれども、今後、年末年始等々、更に流動化して増える可能性があるものですから、今回補正計上ということとさせていただきますということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(伊藤幸司君) 他にありませんか。



(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認めます、質疑を終わります。  
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。  
お諮り致します。

議案第57号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第58号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第58号、令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第58号、令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、その内容をご説明致します。

令和4年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億261万5千円に致そうとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正の内容は、保険給付費と交付金などの過年度生産に伴う償還金の計上が主な内容となっております。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。8ページ、タブレット上も8ページになります、お開き願います。一番後ろのページ、8ページでございます。

3. 歳出です。8款1項2目保険給付費等交付金償還金で、195万4千円の追加計上です。これは、令和3年度の保険給付費等の実績精算に伴う交付金の超過分の償還金であります。次に、3目特定健康診査等負担金償還金で、74万9千円の追加計上です。こちらも令和3年度の特定健康診査等負担金の実績精算に伴う償還金であります。

以上が、歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入です。6ページ、タブレット上も6ページになります、お戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税で、266万6千円の追加計上です。これは、医療給付費分、現年度課税分の年度末までの見込みによる補正であります。

次に、7ページです。タブレット上も7ページになります。6款1項1目一般会計繰入金で、3万7千円の追加計上です。内訳は、1節保険基盤安定繰入金軽減分で9千円の追加、2節未就学児均等割保険料繰入金で2万8千円の新規計上で、いずれも令和4年度から創設された国保税の未就学児均等割保険料軽減に対する繰入金であります。

以上が歳入の事項別明細でございます。2ページにお戻り願います。タブレット上も2

ページになります。

第1表歳入歳出予算補正事業勘定の歳入でございます。歳入合計補正前の額11億9千991万2千円に、今回270万3千円を追加し、補正後の額を12億261万5千円に致そうとするものであります。

次に、3ページです。歳出におきましても、歳入同様補正後の額を12億261万5千円に致そうとするものであります。

以上が、議案第58号、令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第58号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第59号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第12、議案第59号、令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今議題となりました議案第59号、令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

令和4年度松前町の介護保険特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。第1項は既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6千960万8千円に。既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千321万9千円にしようとするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、始めに保険事業勘定、歳出の事項別明細書よりご説明申し上げます。11ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款4項1目計画推進費では、10節需用費で5万円の増額、11節役務費で62万4千円の増額です。いずれも第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る経費の計上です。

次に、12ページをお開き願います。4款1項1目介護予防日常生活支援総合事業費では、2節給料で4万8千円の増額、3節職員手当等で4万7千円の減額、4節共済費で2

千円の増額計上となっております。次に、2目包括的支援事業任意事業費では、2節給与費で3万6千円の増額、3節職員手当等で9万円の減額、4節共済費で2千円の増額となっており、いずれも人事院勧告に基づく職員給与条例の改正に伴う算定及び今後の決算見込みによる補正となっております。

13ページです。12節委託料では、介護予防サービス計画作成等委託料の決算見込により、68万5千円の増額計上となっております。

次に、3目社会保障充実事業費では、歳入の財源更正に伴い、システム入力上表記されるものであり、予算の増減には変動のないものでございます。

以上が保険事業勘定、歳出の事項別明細書でございます。これに対応致します歳入です。8ページへお戻り願います。

2. 歳入です。2款2項3目地域支援事業交付金包括的支援事業(任意事業)では、1節現年度分で歳出の介護予防サービス計画作成等委託料の増加に伴う国庫補助金、26万3千円の増額計上です。

次に、9ページをお開き願います。4款2項2目地域支援事業交付金包括的支援事業費(任意事業)では、1節現年度分で、同じく歳出の介護予防サービス計画作成等委託料の増加に伴う道補助金13万2千円の増額計上です。

次に、10ページをお開き願います。6款1項1目一般会計繰入金では、2節地域支援事業繰入金で、こちらも歳出の介護予防サービス計画作成等委託料の増加に伴う一般会計繰入金13万1千円の増額計上です。3節事務費繰入金では、それぞれの歳出に伴い、一般会計繰入金の事務費繰入金として、78万5千円の増額計上となっております。

以上が保険事業勘定歳入の事項別明細です。次に、4ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正(保険事業勘定)の歳入です。歳入合計、補正の額10億6千835万8千円に今回131万円を追加し、補正後の額を10億6千966万8千円にしようとするものです。

次に、5ページをお開き願います。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を10億6千966万8千円にしようとするものでございます。

次に、サービス事業勘定、歳出の事項別明細書です。21ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、3節職員手当等で人事院勧告に基づく職員給与条例の改正に伴う算定及び今後の決算見込みによる補正で、7万1千円の減額計上となっております。

以上が、サービス事業勘定、歳出の事項別明細書です。これに対応致します歳入です。20ページをご覧ください。

2. 歳入、2款1項1目一般会計繰入金では、歳出に伴う一般会計繰入金を7万1千円減額補正しようとするものです。

以上が、サービス事業勘定、歳入の事項別明細です。16ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正、サービス事業勘定の歳入です。歳入合計、補正前の額1千329万円から、今回7万1千円を減額し、補正後の額を1千321万9千円にしようとするものです。

次に、17ページをお開き願います。歳出におきましても、歳入同様に補正後の額を1千321万9千円にしようとするものでございます。

22ページ以降につきましては、附表保険事業勘定、サービス事業勘定の給与費の明細書となっております。

以上が議案第59号、令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)の内容でござ

ざいます。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第59号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第60号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第13、議案第60号、令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長(横山義和君) ただ今議題となりました議案第60号、令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)を説明させていただきます。

この度の補正予算は、給与改定による職員給与費の補正及び電気料金の値上げに伴う動力費等の補正でございます。

それでは、予算書の1ページでございます。第1条は、総則です。令和4年度松前町水道事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによるものです。

第2条は、収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正致そうとするものです。支出です。第1款事業費で、既決予定額1億6千366万3千円を175万4千円増額し、補正後の予定額を1億6千541万7千円に致そうとするものです。第1項営業費用におきまして、191万5千円の増額、第2項営業外費用におきまして16万1千円の減額補正を致そうとするものです。

第3条は、資本的収入及び支出です。予算第4条本分括弧書き中、不足する額7千797万7千円を7千780万3千円に、当年度損益勘定留保資金7千20万4千円を当年度分損益勘定留保資金7千3万円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。支出です。第1款資本的支出で、既決予定額1億4千638万3千円を17万4千円減額し、補正後の予定額を1億4千620万9千円に致そうとするものです。第1項建設改良費におきまして、17万4千円を減額補正致そうとするものです。

2ページでございます。第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。職員給与費につきまして、既決予定額3千137万円を17万6千円増額し、補正後の予定額を3千154万6千円に改めようとするものです。

3ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が議案第60号、令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)の内容でございます。

ます。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第60号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第61号 令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第14、議案第61号、令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今議題となりました議案第61号、令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入の医業外収益で、一般会計からの病院事業支援補助金及び収益的支出の医業費用で、給与費及び経費をそれぞれ増額補正しようとするものでございます。

それでは、1ページよりご説明申し上げます。

第1条は、総則です。令和4年度松前町病院事業会計の補正予算(第4回)は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。

収入です。第1款病院事業収益は、既決予定額11億5千260万3千円に補正予定額3千500万円を追加し、補正後の予定額を11億8千760万3千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして第2項医業外収益、既決予定額2億986万8千円に補正予定額3千500万円を追加し、補正後の予定額を2億4千486万8千円に致そうとするもので、病院事業支援に係る一般会計からの補助金3千500万円を増額しようとするものです。

次に、支出です。第1款病院事業費用は、既決予定額14億556万3千円に補正予定額579万9千円を追加し、補正後の予定額を14億1千136万2千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項医業費用、既決予定額13億9千198万3千円に補正予定額579万9千円を追加し、補正後の予定額を13億9千778万2千円に致そうとするものです。これは、人事院勧告に基づく改正分、年度末までの決算見込みによる給与費535万9千円及び経費の委託料で、病院強化プラン策定業務委託料の契約変更に伴う分として、44万円をそれぞれ増額しようとするものです。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。第1号、職員給与費、既決予定額

9億776万1千円に補正予定額535万9千円を追加し、補正後の予定額を9億1千312万円に改めようとするものです。

2ページをお開き願います。第4条は、他会計からの補助金です。予算第9条に定めた経費を次のように改めようとするものです。他会計補助金、既決予定額1億7千786万2千円に補正予定額3千698万円を追加し、補正後の予定額を2億1千484万2千円に改めようとするものです。内訳につきましては、第3回補正予算に計上しておりますボイラー更新工事実施設計委託に対する補助金198万円と、今回計上しております病院事業支援補助金3千500万円となります。

予算実施計画他、関係書類につきましては、3ページから18ページに、19ページに予算に関する参考資料を添付しておりますので、ご参照を願いたいと思います。

以上が、議案第61号、令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第61号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

---

○議長(伊藤幸司君) 以上をもって本日の議事日程は全て議了致しました。

よって、本日はこれをもって散会致します。

なお、明日の会議時間は午前10時とし、議事日程は当日配布致します。

どうもご苦労様でした。

(散会 午後 3時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 飯 田 幸 仁

署名議員 沼 山 雄 平

令和4年12月13日（火曜日）第2号



令和4年  
松前町議会第4回定例会  
令和4年12月13日（火曜日）第2号

---

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 議案第67号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第3 議案第68号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第4 議案第69号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第5 議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
  - 日程第6 議案第72号 指定管理者の指定について
- 

◎議事日程の追加

- 日程第7 議案第49号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第8 議案第64号 松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例制定について
  - 日程第9 議案第65号 松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金徴収条例制定について
  - 日程第10 議案第71号 議決の変更について
  - 日程第11 議案第74号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第12 議案第73号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第9回)
  - 日程第13 発議案第5号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第14 発議案第6号 新病院建設に関する視察調査について
  - 日程第15 意見素案第11号 北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射に対し厳重な抗議と国民の安全確保を求める意見書について
  - 日程第16 閉会中の所管事務調査の申し出について
  - 日程第17 閉会中の正副議長、議員の出張承認について
- 

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第67号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第68号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第69号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第5 議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第6 議案第72号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第49号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第64号 松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第9 議案第65号 松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金徴収条例制定について
- 日程第10 議案第71号 議決の変更について
- 日程第11 議案第74号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第73号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第9回)
- 日程第13 発議案第5号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 発議案第6号 新病院建設に関する視察調査について
- 日程第15 意見素案第11号 北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射に対し嚴重な抗議と国民の安全確保を求める意見書について
- 日程第16 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 日程第17 閉会中の正副議長、議員の出張承認について

◎出席議員(12名)

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	堺繁光君
	1番	疋田清美君		2番	飯田幸仁君
	3番	沼山雄平君		5番	福原英夫君
	6番	近江武君		7番	工藤松子君
	8番	西川敏郎君		9番	梶谷康介君
	10番	斉藤勝君			

◎欠席議員(1名)

4番 宮本理恵子君

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長		政策財政課長	佐藤隆信君
	尾坂一範君	税務課長兼会計管理者兼出納室長	
保健福祉課長兼清部保育所長	堀川昭彦君		三浦忠男君
町民課長兼大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長		水産課長兼水産センター所長	渡辺孝行君
	岩城広紀君	農林畜産課長兼農業委員会事務局長	
商工観光課長	田中建一君		福井純一君
建設水道課長	横山義和君	病院事務局長	白川義則君
教育長	宮島武司君	学校教育課長兼学校給食センター所長	
文化社会教育課長	高橋光二君		鍋谷利彦君

議会議務局長兼監査委員事務局長

鍋島孝明君

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会議務局長 鍋島孝明君

議会議務局次長 佐藤 巧君

議会議務局主任 三上大輔君

---

◎開議宣告

---

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。  
直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程

---

○議長(伊藤幸司君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りですので、ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番福原英夫君、6番近江武君、以上2名を指名致します。

---

◎議案第67号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議案第67号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第67号、松前町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、その内容をご説明申し上げます。タブレット上の7ページに掲載しております説明資料、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、1ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨でございます。国民健康保険を運営する北海道は、道内市町村ごとに異なっている国民健康保険税の統一化に向け、令和8年度までに資産割を廃止して、所得割、均等割及び平等割の3方式にするなど、令和12年度の全道市町村の統一保険税の考えを示していることから、松前町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正の内容でございます。令和5年4月1日より資産割を廃止するとともに、北海道から示された統一保険税に向けた標準保険税率に基づき、所得割、均等割及び平等割もそれぞれ改正しようとするものでございます。

中段の表をご覧ください。左から現行、改正案、比較として記載してございます。現行は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式となっており、また医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分から成り立っているところでございます。現行の医療給付費分では、所得額が11%、資産割が40%、均等割として1人2万1千円、平等割として1世帯2万5千円となっております。後期高齢者支援金分、介護納付金分については記載のとおりであります。

改正案では、医療給付費分で所得割8.5%、資産割0%、均等割2万7千円、平等割

2万8千円となっております。後期分、介護分についてもそれぞれ記載のとおり改正の予定でございます。

現行と改正案の比較では、所得割が医療分で2.5%の減、後期高齢者分で0.6%の減、介護分0.1%の増、合計で3%の減となっております。資産割は全て廃止、均等割は合計で8千円の増、平等割は合計で7千円の増となるところでございます。

次のページ、2ページをお開き願います。低所得者に対する軽減額の変更でございます。均等割、平等割が改正になることから、低所得者に対する軽減額も変わってまいります。まず、上段の7割軽減世帯の場合でございます。均等割、平等割が軽減されますが、均等割が比較で医療分1千800円、後期高齢者分300円、介護分300円、合計で2千400円増額となります。平等割は900円、900円、300円、合計で2千100円増額となります。5割軽減世帯、2割軽減世帯も記載のとおり増加となります。

次に、3ページをお開き願います。前段で北海道から示された標準保険税率に基づき、改正と申し上げました。現在北海道は、令和12年度に北海道全市町村の保険税の統一を目指しており、令和4年と令和12年度の標準保険税率、統一保険税率を示しているところでございます。標準保険税率とは、北海道が令和4年度時点で松前町の被保険者数、所得額、また医療費と、様々な推計をして算出した保険税率でございます。また、令和12年度の統一保険税率とは、北海道全ての市町村の状況を加味した上で推計された、北海道全市町村の同じ保険税率でございます。

なお、今後毎年推計され、令和12年度の統一保険税率は、今後当然変更が予想されることから、改正案と致しましては、令和4年度を参考にしたところでございます。また、令和8年度までには北海道全ての市町村で資産割が廃止されることから、その後北海道から示される保険税率に合わせる形で、再度改定することも想定しているところでございます。

4ページをお開き願います。改正に伴う影響額でございます。4ページから9ページまで所得額0円から500万円までの世帯を想定し、改正により保険税がどのように増減するのか示してございます。また、資産割が廃止となることから、固定資産税がかかっている世帯、固定資産税が年間3万円かかっている世帯も合わせてお示ししてございます。

それでは、①の年金収入で所得がゼロ、固定資産税がかかっている世帯の場合でございます。70歳で単身、年金収入80万円の場合です。現行では均等割、平等割だけが課税され、年間5万8千円となり、7割軽減で4万600円軽減となることから、年間1万7千400円となっております。改正案では、均等割、平等割で合計7万1千円で、1万3千円の増額となり、7割軽減で4万9千700円軽減となりますので、年間2万1千300円となります。年間で3千900円増額となるところでございます。また、夫婦で夫の年金収入80万円、妻60万円の場合は、記載のとおり6千円増額となります。

次に、②でございます。②は、①と同様に所得0円ですが、固定資産税が年間3万円課税されている場合でございます。資産割が廃止となり、均等割、平等割が増額となりますが、総額で、1人世帯の場合1万1千100円の減、2人世帯の場合9千円の減となる事例でございます。

以下、5ページ以降に所得額100万円、200万円と500万円までの固定資産税がない場合と、固定資産3万円の場合の増減額を記載してございます。いずれも所得が多い場合、固定資産税が多い場合は、改定により税額は減少となります。また、被保険者が多くなると、均等割額が人数分増額となります。

今回の改正により、令和5年度の国保税の調定額は令和4年度と比較して、約1千60

0万円程度減少になる見込でございます。

以上が、議案第67号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第67号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第68号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、議案第68号、松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第68号、松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。末尾に添付しております説明資料の新旧対照表1ページ、タブレット上5ページをご覧ください。

下段の説明欄です。今回の改正につきましては、松前町立松前病院を国民健康保険法に基づく国民健康保険診療施設として設置することにより、今後予定されております病院の機能強化や、新病院建設等に国保助成金(調整交付金)が活用できるため、関連する条例を改正しようとするものであります。なお、この改正による病院の名称の変更等はありませんので、申し添えます。

次に、改正案の内容であります。右側改正案の第9条第2項第1号の次に、下線部分のとおり、第2号として、病院の設置を追加し、現行の第2号を第3号に繰り下げようとするものであります。

次に附則であります。第1項は施行期日です。この条例は、令和5年4月1日から施行致そうとするものであります。第2項は松前町病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

次のページ、2ページ、タブレット上6ページをご覧ください。附則第2項による改正の内容であります。第1条の病院事業の設置に、右側改正案の下線部分のとおり、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による保健事業の実施を追加するとともに、その他文言の整理をしようとするものであります。

以上が、議案第68号の内容でございます。よろしくご審議の賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) 1点だけなんですけど、この条例改正によって、町立病院から国保

病院になるってことで、どのような優遇措置があるのかっていうことを聞きたいんです。答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今福原議員からご質問のあった、どのような、財政的な面のメリットってことでよろしいですか、のご質問がありましたのでお答えしたいと思います。

先ほどご説明があったとおり、町立病院にすることに、名前の方は変更しませんけれども、することによりまして、主に財政的なメリットなんですけれども、例えば、今現在予定してるのが、喫緊で予定してるのが、令和6年度の運用開始を目指して、令和5年度中に電子カルテの方を、今現在導入する予定で院内の方の準備委員会を立ち上げて、今検討をしているところです。そういうような関係で、電子カルテで申しますと、統合系医療情報システムの導入及び方針に対する助成ということで、最大4千万円までの助成が受けられるような形になっております。

その後になりますけれども、新しい病院の建設時におかれても様々なメニューがございまして、病院本体の建物の助成、それから医師住宅、それから看護師宿舎、院内保育所、医療機器等々、様々な助成のメニューがあることから、様々な助成金も含めて、その他の補助金もあるんですけれども、そういうのも十分活用しながら、経営基盤の安定を図っていけるものと考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) そう申しますと、今の病院で有効な、いろんな手立てがこれから整ってくるというふうに考えていいですね。はい、わかりました。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 単純な質問なんですけどね、質問って言うか、疑問って言うかね、この保健事業の中に病院事業もやれますよっていう、そういう位置付けだけで、今みたいな優遇措置があるわけ。それはね、はっきり国民健康保険病院と銘打ってやってる病院ありますよね、それとの違いつてのあるんですか、なんですか。その辺よくわかんないんだよね、わかりやすく説明していただけますか。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今の、梶谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。名称の関係でございまして、うちの町立松前病院に関しては、様々な流れがあったのは議員さんもお存じだと思うんですけれども、元々道立病院から平成2年に移管されまして、その後ずっと町立病院っていう名称ですときております。

ただ、私の調べたところでは、北海道内の大体同じ規模の市町村で調べたところ、大体95%以上は国保病院という名称を謳っております。それで、本当は早い段階でそういうことに気づいて、そういうようなことを改正すれば良かったのかもわかりませんが、名称につきましては、先ほど言った条例改正だけで、特に国保病院と名乗らなくても、きちっと条例上整備してるのであれば、これは北海道にも確認してはありますが、町立病院のままでも町立病院のままでも、そういうような運用はできるということを示されておりますので、今回につきましては、町立松前病院としていくという考え方になるかと思っております。以上です。

名前違うだけで、例えば国保病院にするのが一番すっきりはするんでしょうけれども、そうすると様々なことが、ことって言ったら失礼ですけども、こまかい、例えば看板を変え

たり、規則を変えたり、印刷物を変えたり、システムを変えたり、様々な経費に係るものと思っておりますので、病院としては、そういう経費をかけないように、町立病院のままでもいいという道の判断もありますので、そういうことで、町立松前病院という名前で、中身は国保の診療病院だよという形で進めていくような形になります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 心配するのはね、今のように保健事業に病院事業を加えるだけでね、全く国保っていう銘打たなくても差、差って言うかね、国保っていう名前を明示しなくても、それとの差ってのはないんですか、全く。それであればね、何も言うことないですよ。その辺の差があるかどうかってのは、確認したいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) 先ほど説明したとおりなんですけども、特にその差っていうのはありませんということで、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

11番堺君。

○11番(堺繁光君) 国保病院ということになっても、それまで派遣されてあった医師なんかの、そういうあれは変わらないんでしょうかね。その辺もちょっと心配かなあと思っています。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今、堺議員のご質問なんですけども、医師だとかの関係ってことでよろしいですか。医師ですとか、うちの今の現在の診療スタイルとか、そういうのは一切変わらないで、今までどおりのことを進めて行く形になります。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第68号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第69号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第69号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第70号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、以上2件を一括議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) おはようございます。

ただ今、一括議題となりました議案第69号、職員の定年等に関する条例の一部を改正



する条例制定について、議案第70号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

議案とは別に、説明資料として添付しております職員の定年延長に伴う関係条例の改廃の概要の1ページをお開き願います。

1、改廃の趣旨であります。地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、令和5年度から地方公務員法の定年について、国家公務員と同様に定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や定年前、再任用短時間勤務制が導入される等の制度改正に伴い、関係する条例を改廃しようとするものであります。

次に、2、改廃する条例であります。（1）は、議案第69号の職員の定年等に関する条例の一部改正しようとするものであります。

（2）は、議案第70号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例で、アからサまでの11本の条例の一部改正、更には、シの松前町職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものであります。

2ページをお開き願います。次に、3、改廃の主な内容であります。（1）は、定年の引き上げで、医師職以外の職員は、現行60歳を65歳に改めようとするもので、経過措置としまして、2年間で1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度から65歳にしようとするものであります。医師職は、現行の65歳と変わりませんが、令和12年度末で特例定年を廃止し、令和13年度から医師職以外の職員と同様に65歳に改めようとするものであります。（2）は定年の段階的引き上げスケジュールで、令和5年度から令和14年度までの段階的な定年年齢を表にしたものでありますので、ご参照願います。

3ページをお開き願います。（3）は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制であります。アは、対象職員及び上限年齢で、対象職員は管理職手当を支給されている職員、課長職及び課長補佐職で、上限年齢は60歳にしようとするものであります。医師職については、この役職定年制の適用除外とし、定年の65歳まで現行の職を維持しようとするものであります。イは方法であります。60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に管理職以外で降任しようとするものであります。運用としましては、人事管理上、年度途中で降任せず、翌年の4月1日に降任しようとするものであります。ウは給料の取り扱いであります。（ア）は、役職定年制で降任となった職員で、降任前の給料の7割支給にしようとするものであります。（イ）は役職定年制に該当しない職員で、60歳に達した日後の最初の4月1日から給料の7割支給にしようとするものであります。

（4）は、定年前再任用短時間勤務制で、60歳以降の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度を構築しようとするものであります。

（5）は、情報提供、意思確認制度であります。定年延長、役職定年制、給与水準が7割、定年前短時間勤務制など、60歳以後の勤務形態が多様になることを踏まえ、60歳現行定年に達する年度の前年度、59歳の年度に制度の説明などを実施しようとするもので、任用、給与等に関する情報については提供する義務、勤務継続の意思確認については努力義務にしようとするものであります。

（6）は、再任用制度の廃止で、現行の再任用制度を廃止し、新たに暫定再任用制度を構築しようとするものであります。

次に、4、施行期日で、定年年齢の段階的な引き上げ等の経過措置はありますが、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、5、新旧対照表で、それぞれの議案に説明資料として添付しておりますので、ご参照願います。

以上が、一括議題となりました議案第69号及び議案第70号の内容でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 始めに、議案第69号について質疑を行います。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 従来の形、一般職と医師職の違いがありましたよね、5歳というね。医師の確保、非常に厳しい状況の中で、今言ったような制定の仕方していたのかどうかはわかりませんが、いずれにしても医師の定年ってのは5歳長かったと。こういう状況を考えるとね、やっぱりお医者さんの確保ってのは非常に難しいから、引き続き、例えば65歳になっても先生がやってくださるといような意思表示した場合には、これはどういうふうに、やっぱり任用っていうような形で延ばしていくしか方法はないんですか。

こういう条例の制定の仕方すればそうなるのかなと思うんですけども、むしろそういうことを考えなくてもいいようにね、お医者さんの場合は今までの考え方と同じように、5年、一般職と比べて5年長くするっていうことは、これは法的に何かしぼりがあるんですか。その辺についてのご説明をいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 医師職の定年の関係でございます。現行は梶谷議員おっしゃるとおり、一般職については60歳、医師職については特例定年ということで65歳というふうな形で行っております。

この制度改正の話が出た時に、我々と病院事業、医師の皆さんに事務局を通じてどのようにするかというふうなことを確認し、進めて、結局は65歳でいいよというふうなことで進めてきたんですが、医師職については、今までと同様に国の方でも特例定年もいいよというふうなことで、例えば、我々一般職が65だから70歳まではいいよというふうな、国の方は判断してるんですが、うちの方の今の病院事業と協議した結果、同じ65歳でいいよと。

ただ、今梶谷議員心配してたように、その時点になってですね、例えば医師が不足するからとか、そういう事態になったら、定年はあくまでも65歳なんですが、そういう医師職だとか特殊な職で採用できない場合は、勤務延長だとか、別の制度もありますので、その辺を利用するか、またその時点になって定年延長っていう形で更に特例定年を持つべきなのか。その辺はその時点になったら協議したいと思います。

いずれにしても、何らかの方策はできるっていうふうな形で考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 説明はよくわかりました。ただね、65歳で切って、そして先生の気持ちを確認して、まだやっていただけっていうことになった場合にね、待遇違いますよね。それはまあ、お医者さんの、先生のね、意思を確認して最終的に決めることになるというふうな形になりますか。確認だけ。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 今、私が申し上げた勤務延長につきましては、同じ条件で、特別な場合に認められた制度なんで、このまま引き続いて給料面だとかはいけることになります。

その他に様々な任期付きだとか、そういうふうになればまた別な制度になるんですけど

も、通常継続して引き続き勤務してもらえるのであれば、そういう勤務延長という制度、地方公務員法で認められておりますので、そちらの方を利用すれば、待遇面では落ちることのないような形になろうかと思えます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありますか。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) 僕も医師の関係でね、これ65歳で定年だと。それで必ず定年は訪れるものですからね、避けて通れないんですけれども、この医師の65歳以上の処遇を考えられるっていうのは、再任用特別職、勤務延長を伴う再任用、違うの、そのところちょっとわかんないもんですから、ちょっと説明お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 再任用というのは、例えば我々63で定年になりました。65までの間を暫定再任用というふうな、65歳までの人です。それ以降については、先ほど梶谷議員の時の答弁に申し上げたとおり、勤務延長というふうな形で、これも特別なルール、法律に決まってるんですけども、それは可能かなというふうな形です。だから、再任用とはまた別です。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 65歳まで普通に勤務できると、そして再任用っていうのは、全く別個の考え方で捉えていいと。それで、普通職の管理職であれば7割、3割軽減で7割だと、こういうふうなことを、そうずっと今の時点では考えられる方法を病院と協議をして進めるといふ形でいいですね。わかりました。

それともう一つ、普通職の管理職の方々は3割カットで7割になりますけどもね、そうずっと、この方々の身分っていうのは、今再任用で管理職になってた方々がとられてる係長職を最高の上限と、身分がするというところでよろしいですか。そこのところ、確認をお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 福原議員おっしゃるとおり、あくまでも役職定年になるのは、管理職手当をもらってる人、今で言ってる課長職、課長補佐職、係長職は管理職手当をもらってないので、降任する時は、一番高いところで係長、主事から主任、係長ってあるんですけども、その時にどのような配置にするか、役職にするかっていうのは、また人事の関係になりますので、MAXは係長というふうなことをご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 最後ですけども、だんだんと人材、いろいろなたたき上げの人材、知識豊富な人材っていうのは、町としてはだんだん減少してくる傾向にありますのでね、そのような時に、松前町としての特例のような参事職ですとか、課長補佐職ですとか、そういうふうな考え方を持ち合わせていないですか、持ち合わせていますか。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 前段で申し上げたとおり、役職定年制は、別に特例はドクターだけというふうな形で提案しておりますので、その他の方は、基本的に一般事務であれば法律上無理があるというふうなことでするので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第69号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号について、質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第70号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第72号 指定管理者の指定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第72号、指定管理者の指定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) ただ今議題となりました議案第72号、指定管理者の指定について、その内容をご説明申し上げます。

これは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定について、議会の議決を求めようとするものでございます。

まずは、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、北前船記念公園総合管理施設道の駅北前船松前でございます。

次に、2、指定管理者となる法人その他の団体の名称でございますが、指定管理者の候補者は一般社団法人海共舎でございます。候補者の選定根拠につきましては、松前町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条において、指定管理者は公募により選定しなければならないとされておりますが、同条ただし書きにその他規則で定める場合は公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、申請を求めることができるとされており、同条例施行規則第2条第2項第4号による、町長が公募によらないことに相当な理由があると認めた場合の規定を適用したところであります。

公募によらないことの相当な理由につきましては、一般社団法人海共舎は、令和2年度に当該施設の指定管理者を務めておりますが、運営当初より続くコロナ禍においても経営努力により、健全な経営を続けており、現在までの管理運営状況を見ても、当該施設の目的を十分理解し、適切な対応がなされていることから、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されることと、当該業務の継続に意欲を持っているため、引き続き一般社団法人海共舎を指名することが、より適当であると判断し、当該事

業者を指名し、指定管理者指定申請書の提出を受け、内容を審査のうえ、選定したところ  
でございます。

次に、3、指定の期間でございますが、令和5年4月1日から令和10年3月31日ま  
での5年間としたところでございます。

以上が、議案第72号、指定管理者の指定についての内容でございます。ご審議のほど  
よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 提案説明の中でね、指定管理者、このまま継続する形がとられたっ  
ていう理由はよくわかりました。ただ、問題って言うか、疑問って言うかね。それは、今  
まで3年間でしたよね、契約期間ね、今回5年になりました。そして、経営の中身を見ま  
すとね、課長の説明では健全経営を続けてきたというようなお話ですけども、現実には町  
の委託料ってのが大きな要素になって、最終的に収支バランスがとれてるっていうような  
中身なんですよ。

そういう中身で、この海共舎さんが更に5年の継続をしてくれるという話は、非常に私  
はありがたい話なの。だけれども、そこでね、経営者だってやっぱり収支バランスっての  
が一番大事にする要素だと思うんですけども、そのために、これは立ち入った質問にな  
るんですけども、町の委託条件ってのは変わるんですか、これから煮詰めるんですか。そ  
の辺は、質問ちょっとまずいですか。答弁していただけるんですしたら、お願いしたいと思  
いますけど。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) ただ今梶谷議員の方から、収支バランスをとるために町の  
委託条件、今後どうなるのかといったお話かと思えます。

基本的に現在の条件とは変わりありません。指定管理料につきましては、3月議会に予  
算計上をすることになりますけれども、その間に精査してという話になります。条件につ  
いては変わらないということでご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 単純に、5年間そのまま継続っていう受け止め方でよろしいですか。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) はい、5年間継続ということでよろしいです。

ただ、今回指定期間につきましては、指定管理者との協議のうえ、指定期間を決めてご  
ざいます。前は、現在の指定管理者との協議で当該事業者が指定管理業務に新規参入す  
るということもありまして、管理運営の達成状況をみることから3年間としてございまし  
た。

しかし、この3年間の実績を踏まえると、施設の効用を最大限発揮されているという  
ことで、安定的な経営が見込めるということで、5年間にしておりますので、よろしくお  
願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) いつも感じているのは、引き受けていただいたことには感謝してお  
ります。あすこの立地条件、交流する方々の多い拠点、バイク、自転車、車、キャンピ  
ングカー。特にバイクがすごい数です、僕もびっくりしてました、5台、10台、20台と  
来ます。何か、もう少し発信できるものを今後考えているのかなと、そしてそこで対流し

てくれる方法も、この5年間の中で何か新しい考え方があるのかどうかということなんです、一番は町の中に波及できる道の駅、影響を。そして、利益が伴うような影響を与えてくれるのが道の駅だと思ってるもんですからね、何かそういう方策が協議の中で、指定管理者を引き受けていただく中で、少しは話題としては出たのかなあと思ってますんで、答弁をお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) お答えします。今回の指定管理者との候補者との協議の中では、まず今現在取り組んでおります道の駅の海風食堂の取り組みについて、お話させていただきます。現在旬の地場産品を使ったフェアを定期的で開催しております。例えば、ワカメ、ヤリイカ、ウニ、マグロ、ホッケ、シマエビなど、こういったものを地元の方も含めて、観光客に提供し、今好評を得ていると。こういった取り組みを継続してほしいという話をまずしてございます。

その他に、直近、11月22日、全国放送のマツコの知らない世界のテレビ番組で、道の駅北前船ののり段重が紹介されました。当初、放送の予定にはなかったんですけども、春採れわかめご飯の素、こちらが紹介されますと、想定を超える反響がありまして、ふるさと納税の返礼品に欠品を生じるまでの波及がありました。

この春採れわかめご飯の素、これは道の駅のプライベートブランドと致しまして、一般社団法人海共舎が商品開発したものでございます。この他にも松前産のフノリと茎ワカメのピクルス、こういった商品開発もしております、この全国放送を機会に、今後の販売促進に弾みをつけていきたいということを考えてございます。

今後は、この全国放送で放送されました岩のり、また春採れわかめご飯の素、更に定番の本マグロなどを発信力のある看板商品を世に広めて集客に繋げていきたい。道の駅に行くと旬のものが食べれる、そういった部分をこの5年間力入れてほしいというお話はさせていただきます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) いいお話聞きました。安心してこの5年間をお任せできるんだという気持ちになりました。

それで高校生も、この間、高校生とのお話し合いしてて、すごく町の観光というのを興味があるって言うんでしょうかね、期待してるものがございましてね。商工観光課として、この道の駅の担当者と定期的に協議を持って支えたり、アイデアを出したり、そういう方向性もやはり大事かなと。やはり町の観光産業の柱だと思ってるもんですから。波及できる、町の観光産業に携わってる人達に波及できる大きな柱ですんでね、これから、何かそういうふうな場面を多く持っていただければなと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第72号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。  
議事日程協議のため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩致します。

---

(休憩 午前10時49分)

(再開 午前11時04分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

---

◎諸般の報告

---

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

---

◎議事日程の追加の議決

---

○議長(伊藤幸司君) この際、日程の追加についてを議題と致します。

議事日程第2号の追加のとおり、日程に追加し、直ちにこれを議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議事日程第2号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることに決定致しました。

---

◎議案第49号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第49号、松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

なお、議案第49号については、令和4年9月7日の本会議において、総務経済常任委員会に審査を付託されたものであり、閉会中に審査を終えておりますので、委員長の報告を求めます。総務経済常任委員会委員長近江武君。

○総務経済常任委員会委員長(近江武君) 議案第49号、水道給水条例の一部改正について。議案審査報告書の提出について。

令和4年9月7日、松前町議会第3回定例会において、閉会中に継続審査を要すべき事件として、本委員会に付託された議案第49号の審査を終えたので、松前町議会会議規則第77条の規定により、別紙のとおり、審査報告書を提出致します。審査の経緯、審査年月日、委員の出席状況並びに出席要求した説明員は、記載のとおりです。

審査結果。議案第49号、松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、適正なものと認めたので、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で報告を終わります。よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。

これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第64号 松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例  
制定について

◎議案第65号 松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金徴収  
条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第64号、松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例制定について、日程第9、議案第65号、松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金徴収条例制定について、以上2件を一括議題とし、総務経済常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務経済常任委員会委員長近江武君。

○総務経済常任委員会委員長(近江武君) テレビ放送共同受信施設条例議案報告書の提出について。令和4年12月12日、松前町議会第4回定例会において、会期中に審査を要すべき事件として、本委員会に付託された議案第64号及び議案第65号について審査を終えたので、松前町議会会議規則第77条の規定により、別紙のとおり議案審査報告書を提出致します。審査年月日、出席委員及び出席説明委員は記載のとおりです。

審査の結果、議案第64号、松前町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例制定について、議案第65号、松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に関する分担金徴収条例制定について、適正なものと認めたので、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で報告を終わります。よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 始めに、議案第64号に対する質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより、起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号に対する質疑を行います。

(「なし」という声あり)



○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより、起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第71号 議決の変更について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第71号、議決の変更についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) ただ今議題となりました議案第71号、議決の変更について、その内容を説明させていただきます。

令和2年6月11日に議決された、松前町辺地総合整備計画の下記辺地に係る総合整備計画を次のように変更するものでございます。

変更する辺地は、小島辺地であります。本議案の議決の変更は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項による計画の変更の歳の準用規定により、同条第1項により総合整備計画を策定する場合は、議会の議決を得て定めることができることから、今回ご提案しようとするものでございます。

また、同条第4項に規定する北海道知事への協議については、10月21日付で協議し、11月10日付を持って協議内容に異議のない旨の回答があったところでございます。

それでは、タブレット上の3ページをご覧ください。小島辺地に関わる辺地総合整備計画(変更)でございます。変更する内容は、変更1件と追加1件の合計2件分であり、まずは変更に係る分として、2、公共的施設の整備を必要とする事情の経営近代化施設の内容を、変更前下線部分を変更後下線部分に改めようとするものであります。

変更理由としては、辺地対策事業債を借り受けるにあたり、より具体的に整備を要する施設及びその理由を変更及び追記したものであります。

次に、電気通信に関する施設については、当初計画に搭載しておらず、更には辺地対策事業債の取り扱いに詳細が定められ、団体に対する補助の対象は、法人格を有する団体のみとされていることから、今回対象とする小島地区連合テレビ共同聴視組合のテレビ共聴施設は、現状のままでは辺地対策事業債の対象とできないため、町が事業主体となって整備することでケーブルの光ファイバー回路転換と、その受信施設を改修する内容を追記させていただきましたものでございます。

次のページをご覧ください。3、公共的施設の整備計画、令和2年度から令和6年度までの5年間につきましては、事業費、財源内訳、辺地対策事業債予定額に係る変更と、追加に係る分でございます。

変更前、経営近代化施設(肉牛改良センター事業)下線部分を、変更後下線部分に改めようとするものでございます。当初計画に搭載していなかった電気通信に関する施設(小島地区テレビ共同受信施設整備事業)では、事業主体を松前町として、変更後下線部分のとおり追加し、更に合計欄の変更前下線部分を、変更後下線部分に改めようとするものでござ

ざいます。変更の額の内容であります。肉牛改良センター事業につきましては、当初賃貸型牛舎3棟と、住宅1棟及び設計並びに工事管理費の合計で、2億9千752万1千円としていましたが、現状における資材の高騰や人件費の増額などの影響があり、4億675万2千円に変更するものであります。なお、特定財源がゼロとなっておりますが、辺地対策事業債の運用上、計画に搭載された辺地対策事業債の予定額を超えて実施する場合は、計画の変更が必要となることから、国庫補助金等の可能性があるところですが、最大限の辺地対策事業債を想定しておくために、一般財源対応としてるところによるものでございます。

次に、電気通信に関する施設の小島地区テレビ共同受信施設整備事業については、小島辺地の対象である館浜地区を除く4地区の予定される事業費、2億7千430万8千円を追加し、財源内訳として、特定財源は受益者負担予定額の2千996万円を差し引いた一般財源、2億4千434万8千円のほぼ全額を辺地対策事業債で予定する内容を追加させていただいたところであり、今回の変更で増額となった分を変更前の合計額に追加し、変更後、合計額を下線部分のとおりとしたものでございます。

以上が、議案第71号、議決の変更についての内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第71号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第74号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第74号、松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今議題となりました議案第74号、松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

議案第74号、松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

今回の改正につきましては、住民税非課税世帯で、年収90万以下の70歳以上の高齢者世帯等への、冬期間の暖房支援事業として実施しております福祉灯油等助成事業について、今年度の経費高騰を鑑み、令和3年度と同様に、助成額を1万円から1万5千円に変更しようとするものでございます。

添付の説明資料、タブレットの末尾の4ページご覧いただきたいと思います。右側改正案上段の附則期日等第2項令和3年度の助成の額とあるものを、令和3年度及び令和4年度とし、見出しを含め改正するものでございます。

以上が、議案第74号、松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。どうぞ、ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第74号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第73号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第9回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第12、議案第73号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第9回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) ただ今議題となりました議案第73号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第9回)は、福祉灯油等助成費の増額に係るもので、緊急を要するため、急遽追加補正を提案させていただきました。

それでは、議案に基づき説明させていただきます。令和4年度松前町の一般会計補正予算(第9回)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6千493万6千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。7ページをご覧ください。

3. 歳出です。3款1項1目社会福祉総務費19節福祉灯油等助成費で、125万円の追加計上です。これは、当初予算で対象者250件の1人あたり1万円の合計250万円を予算措置しておりましたが、昨年引き続き燃油が高騰しており、北海道においても高齢者等燃油対策に係る地域づくり総合交付金を補助基本額100万円の補助率2分の1の50万円から、補助基本額を150万円の補助率2分の1の75万円に引き上げる予定もあり、町としても昨年同様に1万円を1万5千円に引き上げて、12月中に商品券で配布する予定でございます。

以上が歳出です。次に歳入です。6ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、125万円の追加計上です。これは、

歳出に対応した財源調整による計上です。

なお、財源として、道補助金が算定される予定であります、まだ決定していないため、決定次第に補正予算で計上する予定おります。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額6億1千368万6千円に、補正額125万円を追加し、補正後の額を6億1千493万6千円にするものがございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額125万円を追加し、補正後の額を6億1千493万6千円にするものがございます。

以上で議案第73号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第9回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第73号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第5号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第13、発議案第5号、松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 発議案第5号、松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本議案につきましては、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。タブレット上は最終ページになります。

下段の説明欄です。本改正案につきましては、松前町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(令和4年松前町条例第14号)が令和4年6月9日に公布され、議員定数が11名となることから、厚生文教常任委員会の委員定数を、次の一般選挙から1名削減し5名とし、合わせて各常任委員会の所管について、各課等における業務が多岐にわたっており、今後における業務の増加及び細分化等に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症、その他重大な感染症のまん延、または大規模な災害等の発生等により、委員会の開会場所への委員の参集が困難であると認める場合に、オンラインを活用した委員会を開催できるよう、合わせて改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、説明資料、お開きいただいているタブレットの左側でござい

す。第2条中、第1号では、総務経済常任委員会の所管を現在のアからタまでの業務名によるものから、総務課、政策財政課、税務課、水産課、農林畜産課、商工観光課、建設水道課、出納室、大島支所、小島支所、大沢支所、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項と、総務経済が担当する課等の名称に改め、第2号では厚生文教常任委員会の委員定数を6人から5人に改めるとともに、同委員会の所管を総務経済常任委員会と同様に、現在のアからコまでの業務名によるものから、保健福祉課、町民課、清部保育所、教育委員会及び病院事業に関する事項と厚生文教が担当する課等の名称に改めようとするものがあります。

また、第11条の次に第11の2、委員会開催の特例として、新型コロナウイルス感染症、その他重大な感染症のまん延、または大規模な災害等の発生等により委員会を開会する場所への委員の参集が困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法、いわゆるオンラインを活用し、委員会を開催することができるよう規定をしようとするものであります。

更に、第16条第1項では、委員会の次に、第11条に第1項の規定により開会するものを除くの文言を加えようとするものであります。

附則と致しまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。ただし、第2条の規定は、次の一般選挙後、到来する常任委員の任期の開始の日から施行しようとするものであります。

以上が、発議案第5号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 説明の中でね、常任委員会の人数の変更は理解できます。それから、それぞれの常任委員会の担当する分野を具体的な仕事から、所管の担当課って言うんですか、そういう表現をされた意図ってのは何なのか、私は前の方がよくわかるんですけどね。その辺がね、ちょっと説明いただきたいなど。

それからもう一つはね、この関連で支所があります、大島支所、小島支所、大沢支所があります。しかし、厚生文教の方のの仕事では、町民課もこれに関わる形になるんですよ。ですから、大島支所、小島支所、大沢支所っていう表現するとすれば、やっぱり町民課の担当との関連を明らかにわかるようにすべきと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先ほど説明したとおり、これまで事業により仕分けしてあった区分でございますが、やはり担当課に分けた方が、より明確になりやすいということの判断からこういう表現にさせていただきました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 私の質問はね、むしろ前の方がわかりやすいっていうようなことで表現したんです。特にね、この支所の扱いは、やっぱり仕事の中見ればね、厚生文教であり、総務経済文教であり、おそらく支所業務ってのはもう両方の委員会にまたがる形になるんですよ。だから、それをあえて総務課、じゃなくて総務経済常任委員会に位置付けしただけってことであればね、この厚生文教常任委員会の町民課との関係は、私は明らかにすべきじゃないのかなと。そう思いますんでね、もう一度説明お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 梶谷議員の意見も十分理解できますが、今般この

ようにですね、今後の常任委員会の人数や、それからより明確化にしたことによって、とりあえずはそのような位置付けとさせていただいたってことを、ご理解いただきたいと思  
います。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) ある程度理解しないといけないよね。ただね、結局支所業務は町民課長が両方持ってるんですよ、はっきり言いますと。しかも、支所業務ってのは前段で言いましたように町全体のことやりますよね。だから、あえてこういう表現をするのであれば、やっぱり町民課とのね、関連は明確にすべきじゃないのかなと。

例えばね、大島支所、小島支所、大沢支所の支所長の位置付けを町民課長が兼任しないような形にすれば、その辺は明確になりませんか。これは、機構のね、ことですから、なかなか難しいことかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 梶谷議員の十分理解できることであります。ただ、今般条例に定めさせていただいて、その運用次第です、ちょっとまた見直すことも可能かなと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたと思  
います。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

発議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第6号 新病院建設に関する視察調査について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第14、発議案第6号、新病院建設に関する視察調査についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。新病院建設に関する調査特別委員会委員長西川敏郎君。

○新病院建設に関する調査特別委員会委員長(西川敏郎君) 発議案第6号、新病院建設に関する視察調査について、提案説明を致します。

調査事項は、新病院建設に係る基本計画の策定及び施設の概要についてであります。新病院建設は、多額の費用を要するが、今後長期にわたって町民が使い続けて行く重要な施設であります。このため、費用や経営面の他、感染症への対応、利便性、今後の維持管理やその他施設整備の状況など、他方面から調査していくことも必要であると思  
います。これらの調査や課題等を把握するため、直近で病院建設を行った日高管内の平取町にあります平取町国保病院を3日間以内の予定で視察調査をしようとするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願  
いします。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

発議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第11号 北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射に対し厳重な抗議と国民の安全確保を求める意見書について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第15、意見書案第11号、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射に対し厳重な抗議と国民の安全確保を求める意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。9番梶谷康介君。

○9番(梶谷康介君) 意見書第11号、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射に対し厳重な抗議と国民の安全確保を求める意見書について、提案説明を致します。

提出者並びに賛成者については、記載のとおりでございます。

意見書案の内容ですが、令和4年11月18日、北朝鮮が日本海に向けてミサイルを発射し、我が国の排他的経済水域内で、松前町離島大島の西方約200キロメートルの日本海に着弾したものと推定され、今般のICBM級弾道ミサイルの発射は、我が国及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、当町の近海に着弾したことは、国民の安心安全、航空機や船舶の安全確保の観点からも、極めて危険な行為である。

今年に入り、北朝鮮によるミサイルの発射が相次いでおり、3月には渡島半島の西方約150キロメートルに着弾、10月4日には、当町にもJアラートが作動し、更に11月3日には新潟県などでもJアラートが作動するなど、これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行為は、我が国及び国際社会の平和と安全を脅かすものであると。

特に、この度着弾したと推測される渡島大島周辺を始め、近隣の松前小島周辺は、多くの漁船が操業する海域であり、断じて容認することはできない。よって、松前町議会は度重なる弾道ミサイルの発射に対し、厳重に抗議するとともに、政府に対して北方警備の強化と北朝鮮が断じてこのような行為を繰り返さないよう、国際社会と連携を強化し、日本国及び周辺国の平和と国民の安全確保に万全を期するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の所管事務調査の申し出について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第16、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長から、議会運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中所管事務調査したい旨の申し出がありました。委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を承認することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第17、閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会を代表して正副議長、議員が出席を要する諸行事、慶弔、会議、陳情等について、議会の承認を得て正副議長、議員を出張させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今お諮りのとおり承認することに決定しました。

なお、出席議員については、その都度、議長において指名することに致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

---

#### ◎会期中閉会の議決

---

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

今期定例会の会期は12月14日までとなっておりますが、提出された全ての案件が議了致しましたので、これをもって閉会致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。



よって、令和4年松前町議会第4回定例会は、これをもって閉会することに決定致しました。

---

◎閉会宣告

---

○議長(伊藤幸司君) これをもって令和4年松前町議会第4回定例会を閉会致します。  
どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 福 原 英 夫

署名議員 近 江 武